

海外日本研究者の画像利用事情

《東京シンポジウムの記録》



2009

北米日本研究資料調整協議会
(NCC)

海外日本研究者の画像利用事情
《東京シンポジウムの記録》

北米日本研究資料調整協議会
(NCC)

目 次

序言

- 1 北米の日本研究とNCC…………… 9
バゼル山本登紀子
(NCC会長、ハワイ大学マノア校図書館日本研究専門司書)
- 2 画像資料使用特別委員会の目標……………13
ロビン・ルブラン
(IUP共同委員長、ワシントン&リー大学教授)
- 3 日本研究における画像の重要性……………19
モリー・ドノバン
(オハイオ州立大学図書館専門司書)
- 4 日本画像利用アンケート調査の結果報告……………27
吉村玲子 (IUP共同委員長、スミソニアン研究所
フリーア美術館／サックラー美術館主任司書)
坂口英子 (メリーランド大学図書館東アジア図書室・
ブランゲ文庫室長)
- 5 画像利用許可を得るための北米の手順
- 5.1 北米出版社の画像利用手順……………35
パット・クロスビー (ハワイ大学出版会編集長)
訳 中村治子 (エール大学図書館専門司書)

5.2	美術館から画像を入手する手順 — 米国の場合 —	43
	吉村玲子	
6	北米で日本画像を利用する際の問題点	
6.1	フェアユースの解釈	51
	吉村玲子	
6.2	研究者の日本画像利用経験	
	歴史学、美術、人類学研究の現場から	
I	フィリップ・ブラウン（オハイオ州立大学準教授）	59
II	ニコル・ルマニエール （セインズベリー日本藝術研究所長）	64
III	ローラ・ミラー（ロヨラ大学シカゴ教授）	68
	【資料】画像使用許諾書ひな型の概要	71

序 言

近年、北米の日本研究者の間で、研究・教育目的で日本由来の画像を使用することが大幅に増大している。従来も美術・建築等の分野では日本画像を使用することが多かったが、昨今は政治学、社会学、人類学等の分野でも写真、図版、マンガ、アニメ、広告等を研究の材料として、また授業・教育に使用することが多くなっている。加えてデジタル環境が進展するなかで画像利用は簡便になり、その機会が大幅に増えている。

そうした状況のなか、適正に画像を使用するに際しての手順の煩雑さ、困難さの課題が一層、浮き彫りになってきている。日本と北米での間の出版事情の違い、著作権法の違い、言語・地理的距離によるコミュニケーションの難しさなどにより、研究者は多大の課題を抱えている。課題の解決は日本研究者をサポートする役割の日本研究司書にも求められており、日本画像利用の手順は日本研究者と日本研究司書の共通の重要テーマとなっている。

北米日本資料調整協議会（North American Coordinating Council on Japanese Library Resources、以下 NCC）は、北米の日本研究者と日本研究司書で構成される団体だが、上記の重要課題に取り組むため、2007年に「画像資料利用特別委員会」（Image Use Protocol Task Force、以下 IUP）を設置し、研究者の円滑な日本画像利用のための活動を開始した。

IUP はまず関係者会合を開催して問題点を整理し、次いで世界の日本研究者を対象に本課題に関するアンケート調査を実施した。その上で、2008年6月、東京で「ジャパン・イメージー 海外日本研

究のための画像利用事情―」を開催した。^{注)} これは、日本研究者にとって研究・教育上、日本由来の画像を使用することがいかに重要か、画像利用に際してどのような問題に遭遇しているか、をアンケート調査の結果も紹介しながら日本の関係者に伝え、同時に種々のアドバイスを得ることを目的としたものであった。出席者は 80 余名で、出版・編集関係者、図書館司書、美術館・博物館学芸員、研究者・大学関係者が多かった。また海外からは、北米に加えてフランス、イギリス、イタリア、オランダ、ノルウェーの日本研究司書が出席し、国際的広がりをもつ会議となった。会議言語はすべて日本語である。

シンポジウムのプログラムは p7-8 に掲載しているが、本書は、その前半部分（午前の部）を記録としてまとめたものである。海外における日本画像の利用事情について、当日の出席者だけでなく、広く日本の関係者にも知っていただきたいと考えてのことである。ご一覽いただき、ご理解、ご支援いただければ幸いである。

NCC では上記シンポジウムでの議論も参考に、本年（2009 年）3 月に予備版「画像利用手順ガイド」を NCC ウェブサイト上に作成し、日本研究者等の利用に供した。そして寄せられたサジェッションを反映し、同 6 月に完成版を公開した。以下にサイトと目次建て（原文英語）を示すが、本書と合わせ参照いただき、助言、コメント等をいただければ大変に有り難い。

画像利用手順ガイド

<http://www.fas.harvard.edu/~ncc/image/index.html>

目次

- ・ はじめに（本ガイドについて）
- ・ 画像利用と著作権法（関係する著作権法の解説）
- ・ 許諾が必要な場合

 サンプルケース（許諾依頼状ひな型とリンク）

権利保持者（権利保持者の同定と連絡の仕方）

- ・ 許諾依頼状ひな型（ケース別ひな型とその使用方法）
- ・ 用語集（日英二か国語の用語解説）
- ・ リンク集（関連ウェブサイトの紹介）

上記「画像利用手順ガイド」の評価は非常に高い。画像利用手順が長く続いてきた大きな課題であったことを、この高い評価によって改めて確認する思いがしている。NCC ではまた、本サイトを立ち上げて早速に、サイトを材料に日本研究者、日本研究司書向けの IUP ワークショップ開催を企画、実行してきている。これは北米にとどまらず、オーストラリア、ヨーロッパでも実施中である。ガイドの活用をはかることが目的だが、利用者からのフィードバックも期待している。

なお、シンポジウム開催から本書刊行まで、国際文化会館と渋沢栄一記念財団に協力いただき、東芝国際交流財団、国際交流基金、日米友好基金、ハーバード大学ライシャワー日本研究所、トロント大学図書館にもご支援いただいた。またシンポジウム当日は、講師、助言者、参加者の方がたにご多忙のなかを大層ご尽力をいただいた。ここに記して、改めて篤くお礼を申し上げる。

（文責：安江明夫＝NCC 理事）

注) 開催シンポジウムに関して、以下の報告記事がある。

- ・ バゼル山本登紀子、坂口英子、安江明夫「海外日本研究者の画像利用」『出版ニュース』7月下旬号、2008、p6-12
- ・ 吉村玲子「美術館から画像を入手するための手順－米国の場合－」『博物館研究』43(9)、2008、p6-9

- ・ 林理恵、小出いずみ「研究者の画像利用と司書の役割ー『ジャパン・イメージ』シンポジウムからー」『図書館雑誌』102(9)、2008、p657-659
- ・ 白鳥真理「国際シンポジウム『ジャパン・イメージー海外日本研究のための画像利用事情ー』出席報告」『アート・ドキュメンテーション通信』(78)、2008、p22
- ・ Lynne E. Riggs, “Japan Image Use Conference”, *SWET Newsletter* (120), 2008, p38-42

ジャパン・イメージ
— 海外日本研究のための画像利用事情 —

日時：2008年6月23日

場所：国際文化会館

午前の部 北米における画像利用手順と日本画像の利用状況
(公開)

- ・ IUP の目標
ロビン・ルブラン (ワシントン&リー大学教授)
- ・ アンケート調査の結果／北米で日本画像を利用する際の問題点
吉村玲子 (スミソニアン研究所フリーア美術館／サックラー美術館図書室主任司書)
- ・ 北米日本研究における画像の重要性
モリーン・ドノバン (オハイオ州立大学図書館専門司書)
- ・ 北米で画像利用許可を得るための手順
パット・クロスビー (ハワイ大学出版会)
翻訳代読 中村治子 (エール大学図書館専門司書)
- ・ 日本研究者の経験
フィリップ・ブラウン (オハイオ州立大学歴史学準教授)
ニコル・ルマニエール (セインズベリー日本藝術研究所所長・
東京大学大学院客員教授)
ローラ・ミラー (ロヨラ大学シカゴ人類学教授)

午後の部 画像利用許可を得るための日本の手順
(出席者限定)

- ・ 日本の出版社の画像利用手順
福島正太 (東京大学出版会)

太田隆二（小学館）

金原優（医学書院・日本書籍出版協会知的財産権委員会
委員長）

- ・日本の美術館から画像を入手するための手順

田良島哲（東京国立博物館）

- ・寺院または個人から画像を入手するための手順

田良島哲

前田直美（禅文化研究所）

- ・画像提供代行者の役割

菅原敦夫（大日本印刷）

- 画像利用ガイドラインと許諾依頼状ひな型草案（説明）

ロビン・ルブラン

- 北米の日本画像利用者に対するアドバイス／質疑応答・討論

北米の日本研究と NCC

バゼル山本登紀子（NCC 会長、ハワイ大学
マノア校図書館日本研究専門司書）

国際交流基金が 2005 年に実施した調査「米国・カナダにおける日本研究」には、1600 人以上の日本研究者（大学教授および特定機関に属さない研究者等）が参加した。その調査結果によると、米国の高等教育機関には 5500 近くの日本関連コースが設けられており、年間およそ 2 万人余りの学生が授業を履修している。昨今の米国における日本研究は韓国・中国研究に押され気味であるが、それでも非常に多くの研究者と学生が日本のことを研究し、学んでいる。

研究者による日本研究の成果は、大学出版会（university press）から学術書として出版、発表されることが多い。学術書が厳しい査定を経て出版される過程、また、非営利の独立採算で運営される北米大学出版会の概要については、ハワイ大学出版会のパット・クロスビー女史の発表（本書第 5 章第 1 節）を参照されると良くわかる。

では一体どのくらいの学術書が出版されているだろうか。世界最大の書籍データベースである OCLC を検索してみると、1998 年から 2008 年 6 月までに北米大学出版会から出版された日本に関する英文学術書籍（印刷形態のみ）は、およそ 1800 タイトルであった。それらを利用して日本研究がさらに広がり、日本への関心、教育が次世代へと継承され、深まっていくのである。

また、教育・研究を支える大学図書館の日本語書籍購入状況をみると、統計のある北米大学東アジア図書館の 45 機関だけをみても、2007 年 7 月から 2008 年 6 月末までの 1 年間に、タイトル数で約 3 万 8 千余り、延べ 8 万冊ほどの日本語書籍を購入している（北米東

アジア図書館協会 2008 年 12 月調査)。北米の学術機関における、日本研究・教育を支える情報・資料文献への投資も大きい。

北米日本研究資料調整協議会 (NCC)

北米の日本研究をより効果的に情報・資料の面から支援するために 1991 年に国際交流基金と日米友好基金 (米国連邦議会) によって設立された非営利組織が、北米日本研究資料調整協議会 (North American Coordinating Council on Japanese Library Resources、以下 NCC) である。

NCC は日本の情報・資料を提供する図書館界、情報資料を教育、学術研究に利用する研究者、研究・教育・国際協力を支援する団体や機関の間の円滑なコミュニケーションを図り、相互理解を深める調整役を果たしている。また、個々の図書館では不可能なあるいはそれを超えるレベルの日本研究資料の充実を進めている。NCC の運営ならびに活動は、北米と日本から選出された研究者および情報スペシャリスト・日本研究専門司書から成る理事会で決定される。理事会に寄せられる日本研究に携わる第一線からの声は常に活動方針を決める重要な指針となっている。本書のテーマ「日本画像の海外での利用手順」を担当する画像資料使用特別委員会 (Image Use Protocol Taskforce、以下 IUP タスクフォース) も、研究者たちの強い要望を受けて始まった一例である。

NCC の活動はボランティアで構成される委員会により、(1) 日本情報アクセス改善事業、(2) 蔵書共同構築事業、(3) 研修事業、を中心に活発に進められている。

NCC の活動内容

「日本情報アクセス改善事業」には ILL/DD (Interlibrary Loan/ Document Delivery) 委員会による日本と北米間の国際相互貸借・文献複写サービス推進事業と電子資料委員会が進める日本の電子資料に関わる活動がある。日本・米国・カナダの間で研究・教育に必要な

な書籍の貸借や論文の複写が可能となったのは2002年で、現在日本—北米間の200余りのメンバー機関間で資料の相互利用ができるのもこの事業の活動があるからである。

また、北米と日本では教育機関の電子資料利用環境が異なる。それで、日本市場を対象に開発・提供されている日本の電子資料は、北米の大学機関では利用・購読できない状況が長く続いた。電子資料委員会はそのような情報へのアクセス問題を改善するために発足した。日本情報を豊富に収載する電子資料を利用したい、研究や教育に活用したい、という研究者や専門司書からの声を日本の電子資料提供会社や取次業者に伝え、北米の電子資料利用環境事情を理解してもらい、関係者からの協力を仰ぎ、海外の教育機関も日本の電子資料を利用できるよう活動している。同時に、購読契約を任される専門司書のために、日本の電子資料やライセンス契約についての教育研修を実施し、また情報交換の機会を提供している。日本研究が北米に広く浸透していくに伴い、日本専門司書がいなく、あるいは近隣に大きな日本研究機関のない教育機関で教鞭をとり研究に励む研究者の数が増えている。そのような環境にある研究者・教育者も日本の電子資料が利用できるよう、日本の関係者に理解いただき、環境を調整していくことも電子委員会の重要な活動の一つである。

「蔵書共同構築事業」には多巻セットプロジェクト（Multivolume Set、MVS）と日本美術展覧会カタログ収集プロジェクト（Japanese Art Catalogue JAC）がある。MVSは高価な日本の多巻資料セットを申請機関が購入できるように助成する事業である。この助成金を利用して、1992年から2009年までに書籍は4000冊以上、マイクロフィッシュとマイクロフィルムは合わせて2万点以上が米国の高等教育機関で利用できるようになった。JACプロジェクトは、収集が難しい日本の展覧会カタログを日本で収集し米国に送付する事業である。事業が始まった1995年から6000冊以上の展覧会カタログが収集されている。スミソニアン研究所フリーア美術館／サックラー美

術館図書館とコロンビア大学エイブリー建築・美術図書館がディジタルリー機関（保管図書館）として選ばれ、カタログの受入れ、管理、アクセス提供を担当している。MVS で購入された資料と JAC で収集された展示カタログは、図書館間相互貸借を通して北米の多くの研究者に利用されている。

「研修事業」は日本研究資料を担当する専門司書や情報スペシャリストに対する質の高い研修、新人教育、また資料を利用する研究者や学生を対象とするセミナーやワークショップを企画・資金調達・運営する事業である。

国際協力

NCC の活動、運営は日米友好基金、国際交流基金を始め、ハーバード大学ライシャワー日本研究所、各大学機関など様々の機関からの助成と日本研究専門司書、研究者の献身的な尽力に支えられている。それに加え、多くの日本の機関や関係者との交流、協力、支援があって大きな成果をあげることができている。国立国会図書館、国立情報学研究所、国立新美術館、国立大学図書館協会等は、NCC の事業に常に協力いただいている日本の機関である。

今回 NCC として初めて日本において IUP 国際会議を開催できたのは、更に様々な機関、関係者の皆様のご高配を頂いたおかげである。画像使用・許諾に関する国際会議を通し、北米の日本研究者が遭遇している大きな課題と学術出版の事情をご理解いただき、種々のご支援をいただくことができれば幸いである。また関係者の皆様がたから、アドバイス、サジェッション等をいただき、意見交換、情報交換ができることを期待し、希望している。

IUP のみならず、今度とも、日本研究への知識資源支援、推進をめざす NCC の活動に引き続き更なるご理解、ご協力をお願いしたい。

画像資料使用特別委員会の目標

ロビン・ルブラン（IUP 共同委員長、
ワシントン&リー大学政治学教授）

2007年1月のNCC会議で、画像の使用について著作権の問題や使用許諾を得るための手続きの理解不足を話し合った。研究者がどこかのウェブサイトにはアクセスして、そこで著作権の説明、使用許可を得るための手続きと日本語での許諾依頼手紙をダウンロードできれば、今まで難しかったことがどれだけ容易になるだろうか。画像資料使用特別委員会はそのような考えから生まれた委員会である。

無論それぞれの国には著作権に関する法律と規則がある。それらを踏まえて画像の使用許可について経験が深く知識のある方々と話し合い、今までの理解を拡張し、画像の入手や画像の使用許諾の扱い方を学ばせていただければ、海外の日本研究者は本当に助かる。そうした希望をもって、今日のシンポジウムを企画させていただいた。

今日は一日、画像の使用について、NCC側からの報告とともに研究者、出版社、美術館の著作権担当者や他の分野の専門家の話—説明やアドバイスなどを聞かせていただく予定である。そして、日本由来の画像を研究発表や出版物、授業の資料に使いたい北米日本研究者の役に立つウェブサイトを立ち上げたいと考えている。

ウェブサイト構築後は、できるだけ幅広く広報するつもりである。北米の研究者に一そして英語ができるどこの研究者にも一サイトを参考してもらうことで、外国の研究者の側だけでなく、日本の画像権利者にとってもより効率的で有利な許諾プロセスを作り上げたいと願っている。

画像資料使用特別委員会は 2007 年 8 月に会合をもち議論した。そこでの議論に基づき論点を整理するとともに、目標の明確化、今後の作業日程等を確認した。そのまとめが以下の「画像資料使用特別委員会の目標」である。当委員会の目標と活動計画を良く表したものである、参照していただければ幸いである。

画像資料使用特別委員会の目標

北米日本研究資料調整協議会（NCC）は 2007 年 1 月に、画像資料使用特別委員会（Image Use Protocol Task Force、以下 IUP）を設置した。当委員会は、近年米国の研究者、大学院学生から要請されている、教育・研究著作のために必要とされる日本由来の画像の入手、その権利所有者を確認、使用許可を得るためのガイドラインの作成を主な目的とする。IUP は大学教員、図書館員、大学出版局編集者、美術・博物館関係者で構成され、その第 1 回会合が、2007 年 8 月 29 日にハーバード大学で開催された。

IUP は第 1 回会合で、画像を著作等に使用するために日本から許諾を得る手続きと手段について、米国研究者間に混乱と誤解があることを確認した。混乱は、主として日米二国間の出版環境が異なる点への理解が欠けていることから生じている。IUP は、以下を企図することにした。

- 1) 日本から画像利用の許諾を得る手続きについて米国研究者の正しい理解を高めること。
- 2) 出版物の著者がこの種の許諾を得るに際して利用するガイドラインを作成すること。
- 3) 日本の画像権利所有者と米国の学術出版者の双方にとって妥当と認められる許諾申請書モデル（日・英二か国語）を用意すること。

なお、当委員会は、米国の研究者が、合法的、かつ円滑に日本から画像を入手し、出版できるよう援助することを主な目的としており、現行著作権法等の改正を提案する意図を持つものではない。

この目標を達成するため IUP は、日本の出版社と画像の権利所有者に対し、種々のアドバイスなどの連携協力を請いたいと考えている。2008 年に計画していることは以下のとおりである。

米国学術研究者が直面している課題の集約：

- ・ 本件に関連して研究者が遭遇している問題についての研究者対象のアンケート調査の実施
- ・ 学術出版物の著者が遭遇している主要な画像利用問題の集約

「日本からの画像入手・使用に関するベスト・プラクティス」ガイドラインの開発：

- ・ 教育、研究、著作の目的で日本から画像の入手、使用許可のためのガイドラインの作成
- ・ 画像利用許諾申請書モデルの作成
- ・ 著作権ガイドライン、出版許諾取得方法に関する情報提供機関のリストとリンクの作成
- ・ 誰でも自由に利用できる NCC ウェブサイト上の関係参考資料・リンク集の公開

米国の学術出版と日本の出版界の環境の違いを明確にすること：

米国の学術出版の特徴

- ・ 米国の学術研究文献は大学出版会から刊行されることが通常であり、平均 750 部程度の小部数で出版刊行される。
- ・ 米国の学術出版物の著者は、出版物刊行にあたり、画像利用の許諾に関わる手続きと経費負担を自身で担う。
- ・ 米国の学術出版社は、出版物刊行の際に、画像利用が許諾されていることを要求する。また、日本では「フェアユース (fair

use)」と見なされているケースでも、正規の画像利用許諾を取得しなければならない場合がある。

- ・米国の学術出版物の著者は、出版によって利益を得ることは殆どない。
- ・米国の学術出版物の読者（購入者）の大多数は、研究図書館、学生、研究者であり、公教育に携わる教員を支援し、日本に関する関心と意識を拡大・向上させることを目的としている。

日本出版界の環境

- ・日本には学術専門の出版社が米国ほど多くなく、学術出版社と一般出版社の差異が米国ほど明確でない。
- ・米国に比べ日本の研究者は、しばしばより広範な一般読者を対象に出版する。
- ・日本では出版社が著者に代わって画像利用の許諾の手続きを履行することが多い。
- ・日本の出版物に（著作物から）画像を使用する場合、引用に準じて著作権法の除外規定が適用されることがある。米国にはこのような適用はない。

IUPの今後の目標

- ・画像利用に係わる著作権法の正しい理解を促進すること。
- ・米国の学術出版物の著者と日本の出版界の双方に対し、両国出版環境の違いを明確にすること。
- ・米国の学術出版物と日本における出版の違いについて、日本の画像権利所有者の理解を促進すること。
- ・米国の学術出版物への日本の画像の掲載は、日本への理解に資するなど社会的利益をもたらすことを強調し、権利所有者の理解を助長すること。
- ・画像の教育的・学術的利用の場合に特別低料金を適用することは、北米における日本に関する知識を高め、日本文化に対する

理解や国際関係を促進することに繋がっていくことを強調すること。

- ・目標達成のため、IUP は日本の関係諸機関からアドバイスを得、また IUP 作成案に対するコメントを依頼すること。
- ・IUP の「日本からの画像入手・使用に関するベスト・プラクティス」ガイドライン（及びその付帯資料）刊行に先立ち、出版と画像作成に関わる日本の指導的機関からの支持を得るよう努めること。

北米では、日本研究の領域で、教育ツールとして画像に依拠することが飛躍的に増大している。学生・研究者は、画像により、日本の歴史、社会、文化への比類なき洞察を得ている。それゆえ、北米における日本研究を強化するため、IUP は、画像の入手と使用許諾に関する北米の研究者・学生の理解の増進に努力するが、これには関係者、関係機関の理解と支援協力が不可欠である。

日本研究における画像の重要性

モリーン・ドノバン（オハイオ州立大学図書館専門司書）

図書館での私の仕事は主に二つある。一つは日本関係の資料を選ぶこと、もう一つは図書館利用者が日本の情報を入手するのを支援することである。そしてこの両方において、画像資料に対してより多くの注意を向けることが必要になってきている。

オハイオ州立大学図書館では、最近、画像資料の収集量の割合がますます増加している。画像資料の統計を見てみよう。

オハイオ州立大学図書館所蔵日本関係画像資料

日本語の書籍：115,000冊。そのうち画像資料は約20%

画像資料の内訳

マンガ 15,000冊

社史（会社） 4,000冊

美術 3,000冊

写真 1,000冊

地図 1,000枚・冊

映画 500本

他の日本関係画像資料 1,000冊

日本語コレクションのうち画像資料の占める割合は全体の約20%を占めている。図書館利用者からの需要が高いため、画像資料は近いうちにコレクション全体の三分の一に達することになると推測している。わずか数年前までは、図書館利用者の学術研究のため、資料はテキスト中心で絵は少ないものを主に収集してきた。しかし

今日の学術研究では、多様な角度から検討できる興味深い画像資料が図書館利用者の中で非常に好まれており、画像資料をより多く収集して欲しいという要望が高まっている。

さてそこで今日は、時間は限られているが、画像資料の重要性および日本研究のための画像資料と情報リテラシー、の二つのテーマについて考えて見る。

概要を示せば、以下のとおりである。

1) 画像資料の重要性

重要＝大切なこと 例：重要文化財

重要＝肝心カナメなこと 例：マンガ

2) 画像資料と情報リテラシー

視覚情報の分析

情報過多の処理

先ず「重要性」と言う単語があるが、これは今回のシンポジウムの文脈で幾つかの意味を持つ。

一つは、大切なことと言う意味である。例えば重要文化財は、文部科学大臣が文化史的意義の深いものとして指定したものである。文化史的・学術的に特に重要な遺跡や美術工芸品などを選んで、保存して、将来の世代に伝える事である。これは重要性の一例である。勿論、重要文化財の写真や絵は、日本研究のために貴重な資料である。

しかし同時に、重要性と言う単語は肝心カナメ、つまり、不可欠なものという意味も持つ。言葉だけでは誤解を招きそうな場合でも、写真やイメージによって誤解を避けることができる。解説をするときには、実例を示すとき、効果が絶大である。

ここで一つ質問をしてみよう。画像資料がなくても、漫画を研究することは可能であろうか。多くの方は、そんなことは無理だと言うだろう。しかし、イメージのない漫画に関する資料が実際にある。多分、著作権侵害を意識的に避けた結果であろう。

例を日外アソシエーツの『漫画家人名事典』で見てもよい。この図書は、第一版、第二版合わせて OCLC Worldcat で 50 以上の北米の図書館で所蔵している。とても信頼できる情報源である。しかし、この『事典』には大部分、イメージがない。たとえば

『ヒカルの碁』と

『DEATH NOTE』の作者、小畑健に関する記述は右上のとおりである。

しかし小畑健のような人気漫画家のスタイルに関する情報は、次のように、書店かどこか別のところで探すことができる。

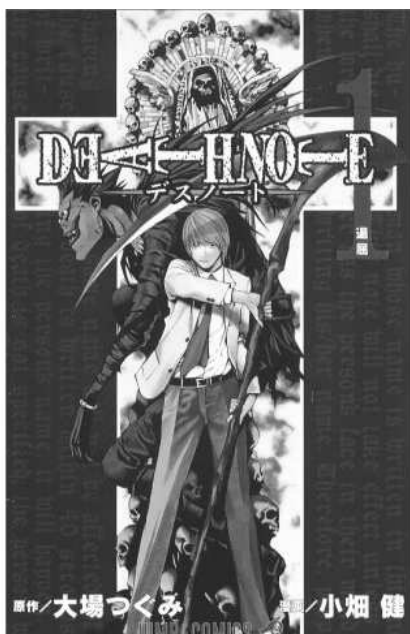
それとは逆なのが前世代の漫画である。例えば、上田トシコは最近（2008年3月）亡くなったが、彼女の作品は絶版のため日本語版でもなかなか見つからない。

『漫画家人名事典』
(日外アソシエーツ、2003)

内容見本

小畑 健 おぼたたくし

漫画家 1969年2月11日生 AB型 [出]新潟県新潟市 旧ペンネーム=土方茂 [学]新潟東高校卒 デビュー1986年 [歴] 高校までは家で一切漫画を読まなかったが、ペンを使って漫画を描き始めると夢中になる。高校では漫画同好会に所属し1986年、高校2年の時に『週刊少年ジャンプ』へ「サイボーグじいちゃん」を投稿、佳作入選(当時のペンネームは「土方茂」)。デビュー後上京、次原隆二、にわのまことらのアシスタントを務める。1998年から「ヒカルの碁」を連載、囲碁を知らない読者を引き込み大ヒットし、2001年にはアニメ化される。他の作品に「アラビアン魔神冒険譚ランプランプ」「力人伝説」「人形草紙あやつり左近」などがある。[賞] 手塚賞(第30回, 準入選) [1985年] 「500光年の神話」, 小学館漫画賞(第45回, 少年部門) [2000年] 「ヒカルの碁」



原作 大場つぐみ、作画 小畑健『DEATH NOTE』（デスノート）（集英社、2004）

W 上田トシコ - Wikipedia

6月14日にテキストが更新され、ライセンスがGFDL 1.3に追加でCC-BY-SA 3.0 Unportedが併用開始になりました。この更新に詳しい情報はWikipedia:ライセンス更新をご覧ください。

上田トシコ

出典 - フリー百科事典『ウィキペディア (Wikipedia)』

上田トシコ（うへだ としこ、1917年8月14日 - 2008年3月7日）は、日本の漫画家。少女誌執筆の頃は「上田としこ」、新聞の執筆の頃は「上田とし子」、その他「上田トシコ」と現在まで8回ペンネームを変えている。代表作『イチヂンさん』は第5回小学館児童漫画賞を受賞し、アニメ化もされるなど、日本の漫画史に残る名作と謳われている。

経歴 [編集]

- 1917年 - 東京都生まれ、生後40日で漢州ハルビンへ遷る。
- 1929年 - 小学校卒業と同時に日本へ戻る。同じ頃、松本かつぢの『ボクちゃん』を見て、漫画家志望になる。
- 1935年 - 松本かつぢに師事する。
- 1942年 - 漢州のハルビンに降り、漢州鉄道局に勤める。ハルビン日日新聞に転職して終戦を迎える。1年間の抑留の間に、漫画が荒廃した人々の心を癒すことを実感。
- 1946年 - 10月、日本へ戻る。
- 1951年 - 9月『少女ブツ』を創刊。創刊号より『ぼくちゃん』連載開始。（→58年12月）この時期『少女の友』『まわり』『少女』『女学生の友』などに、多くの作品を発表。まさに「描きまくった」と表現されるほど描いた。
- 1955年 - 9月『りぼん』創刊。創刊号より『りぼんちゃん』連載開始。（→61年12月）
- 1957年 - 『少女クラブ』で『イチヂンさん』連載開始（1月→62年3月）。同作はまんが史に残る名作となる。
- 1958年 - 『甲子』で『お初ちゃん』連載開始（2月→69年4月）。11年間に及ぶ長期連載人気作品となる。
- 1960年 - 『イチヂンさん』が第5回小学館児童漫画賞を受賞。
- 1973年 - 『明日の友』に『あこバチャン』連載開始。平成14年まで連載は続いた。
- 1989年 - 『あこバチャン』が日本漫画家協会賞優秀賞を受賞。
- 1999年 - 著作権法100年記念として特別功労者文化賞を受賞。
- 2003年 - 日本漫画家協会文壇科学大賞を受賞。
- 2008年 - 3月7日、心臓麻痺により東京都の自宅で死去。享年90。

この項目「上田トシコ」は、漫画家・漫画原作者に関する書きかけ項目です。加筆、訂正などをして下さる協力者を求めています。

上：Wikipediaの上田トシコのページ（2009年7月23日アクセス）

右：『日本漫画家名鑑'62』（芸術学院出版部、1962）p80

上田とし子

大正6年生れ
17才ごろから絵を志し松本かつぢ氏に師事、その後クローキー研究所、コンコッドメイリー氏などに学ぶ。第五回小学館児童漫画賞受賞「ボクちゃん」「イチヂンさん」
女流漫画家協会
日本児童漫画協会



どこで見つめられるだろうか？ Wikipedia だろうか？ ところが Wikipedia でも同じである。多分、著作権侵害を意識的に避けた結果、そこでもイメージは使っていない。それでもこのような人気漫画家の作品は、



東京都文京区湯島三組町90番地
電話 (831) 6381番

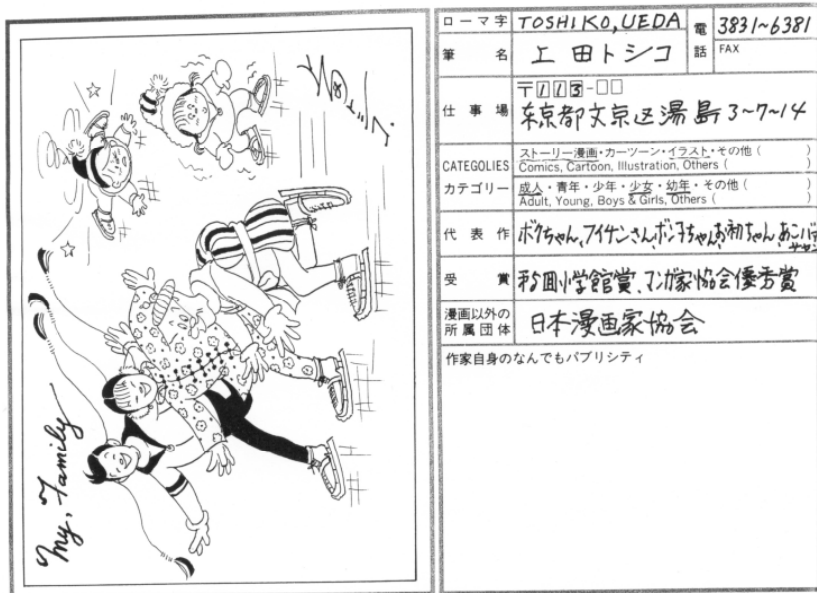


『日本漫画家名鑑 500: 1945-1992』（アクア・プランニング、1992）
p150-151

日本語版も英語版も書店で簡単に見つかるからまだ良い。

繰り返しになるが、『漫画家人名事典』と Wikipedia とには、伝記的情報はあるがイメージはない。しかし 1962 年に出版された『日本漫画家名鑑』には漫画家の伝記情報と一緒にマンガの見本が掲載されており、当時はそれが一般的だった。90 年代までは『漫画家名鑑』やカタログにマンガの見本をのせる事は常識だった。1992 年に、漫画に関する参考図書が二つ出版された。『日本漫画家名鑑 500』と『日本の漫画家カタログ』である。この両方にマンガの見本が掲載されている。『日本漫画家名鑑 500』には、漫画家の自画像とマンガの見本、簡単な自伝などが掲載されている。『カタログ』のほうには、漫画家からのアンケートの回答と漫画の見本

が掲載されている。これらは漫画研究のためにとっても役に立つものである。



『日本の漫画家カタログ』（日本漫画家協会、1992）

もう一つ例を見てみよう。私は授業で漫画を扱う時に、マンガの読み方、描き方についての分析方法も教えている。漫画家に関する参考図書と同じ様に、古い書籍は具体的イメージを示して漫画を描く方法を説明している。これは、非常に有益な資料である。

オハイオ州立大学でマンガ研究のための専門的コレクションを構築する際に、『日本漫画家名鑑 '62』『日本漫画家名鑑 500』『日本の漫画家カタログ』『マンガのかき方』等の参考図書を収集した。しかしほかの図書館では、このような画像が豊富な古い書籍はあまり収集できていない。現在の著作権法の下では、この様にイメージが多数ある漫画参考図書を複製したり出版することが難しいと

認識している。しかし参考図書はさておき、漫画に関する論文や学術書において、イメージがあることの重要性は軽視できない。

画像利用の重要性についてこれだけのことを述べて、次のテーマに移る。画像資料と情報リテラシーについてである。

今日、私たちのまわりには視覚情報があふれている。従って視覚情報の幅広い知識と理解力を身に付ける必要がある。この点に関して、最近刊行のアジア学会誌 *Journal of Asian Studies* (Vol.67, No.2, May 2008)で、Julia Adeney Thomas 教授の論文に良い例がある。教授はこの論文 “Power Made Visible: Photography and Postwar Japan’s Elusive Reality” (p364-395) で、占領期の写真の内容とその写真に関する議論を徹底的に分析している。この論文は視覚情報を歴史資料として使い、数多くの貴重な洞察と考えを提供した。Thomas 教授はこの研究で、占領期のことを完全に理解するには視覚情報の分析が必須であることを証明したと思う。同じようにほかの分野でも、即ち漫画、地図、映画、社史、広告、美術品などの研究のためにも、視覚情報分析は広がっている。

最後に、情報氾濫について少し話したい。

最近、シアトルで “No Time To Think” 会議のウェブサイトが立ち上がった。デジタル通信技術が発展したおかげで大量の情報が簡単に得られるようになったが、一方、それによって新たな課題が生まれている。“No Time To Think” 会議はこの課題への取組みの一例である。

情報氾濫の近未来には、多すぎる情報の処理に必要な能力も求められると思う。私たちは情報の詰め過ぎの世界を静かに見守る態度を養う方がいいかも知れない。情報の詰め過ぎを静かに見守る態度を養うことに関して、日本の視覚情報文化には優れた実例がたくさんある。外国人ライブラリアンとして私は、日本中どこにおいても、複雑な情報を簡略化したものに気づく。古代においては、大量の仏教情報は曼荼羅や龍安寺の石庭に単純化された。伏見稻荷大社を歩くと面白い情報に巡り合う。古代から現代まで、日本の情報デ

ザインは世界中で称賛されている。これからは、日本の視覚情報文化から、情報整理術を学ぶことがたくさんあると思っている。

結論として、日本の視覚情報文化は非常に豊かな資料から成り立っている。それゆえ日本文化を理解するために、画像資料を分析するトレンドが一層、広まっていくと考えられる。今日のこの会議の目的は、この豊かな資料を使っての先駆的な研究活動を促進し、振興することだと言っても過言ではない。今日は、さまざまな画像資料に関する問題について、率直な意見交換の機会を得ることができると期待している。

日本画像利用アンケート調査の結果報告

吉村玲子（IUP 共同委員長、スミソニアン研究所
フリーア美術館／サックラー美術館主任司書）
坂口英子（メリーランド大学図書館東アジア図書室・
プランゲ文庫室長）

1 はじめに

IUP タスクフォースは、海外日本研究者の画像利用の現状を把握するため、インターネットを通じてアンケート調査を実施した。アンケート調査の内容は、画像利用者のプロフィール、画像の利用法と必要性、画像の使用許可申請とその過程で生じた諸問題の4点である。調査期間は2007年11月から2008年1月末までで、NCCのウェブサイト上にアンケート調査のページを開設した。そして主に北米、オーストラリア、ヨーロッパの日本研究者、図書館員を対象とした複数の英語メーリングリストで、アンケート調査への協力を呼びかけた。

その結果、最終的に120名の日本研究者、図書館員等からの回答を得ることができた。回答者120名中、8割が教授、教員、大学院生等の高等教育機関関係者で、残りが図書館・美術館関係者である。以下、実施したアンケート調査の結果を報告する。

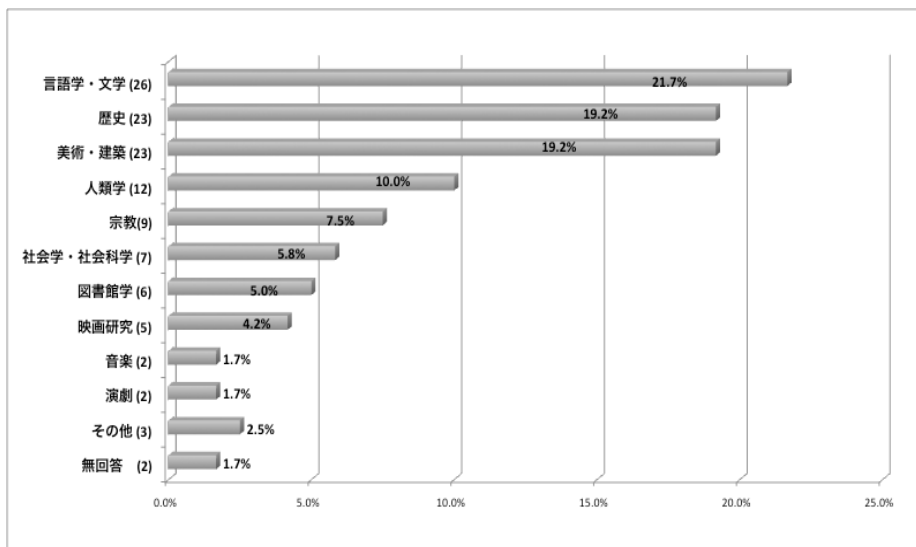
2 画像利用者のプロフィール

専門研究分野

回答者の専門分野は言語学・文学が26名（21%）、歴史23名

(19%)、美術・建築 23 名 (19%) で、この 3 分野で回答者全体の 6 割を占めている。続いて、文化人類学 12 名、宗教 9 名、社会学・社会科学 7 名、図書館学 6 名の内訳であった。また、それぞれの数は少ないが、映画、音楽、演劇等の映画・舞台芸術専門の研究者が 9 名を占めている。

回答者の専門研究分野



活動の拠点と言語

回答者中、97 名 (80%) が北米を活動の拠点とし、日本が活動の拠点の回答者とヨーロッパ・オーストラリアなど北米・日本以外で活動する回答者がそれぞれ 10 名ずつであった。言語に関しては 90 名 (75%) が英語を母国語とし、15 名は日本語が母国語と回答した。残りの回答者は中国語 (2 名)、ドイツ語 (2 名) を含めその他のヨーロッパ言語を母国語としている。また 120 名中 90 名が仕事で日本語を使うと答え、使わないと答えたのは 14 名であった。

3 画像の利用法と必要性

画像の利用頻度

回答を寄せた 120 名中、62 名 (52%) が画像を定期的に使っていると答えた。その他、頻繁な利用 (35 名)、将来の利用の可能性等を加えると 115 名 (96%) が日本の画像を必要としている。

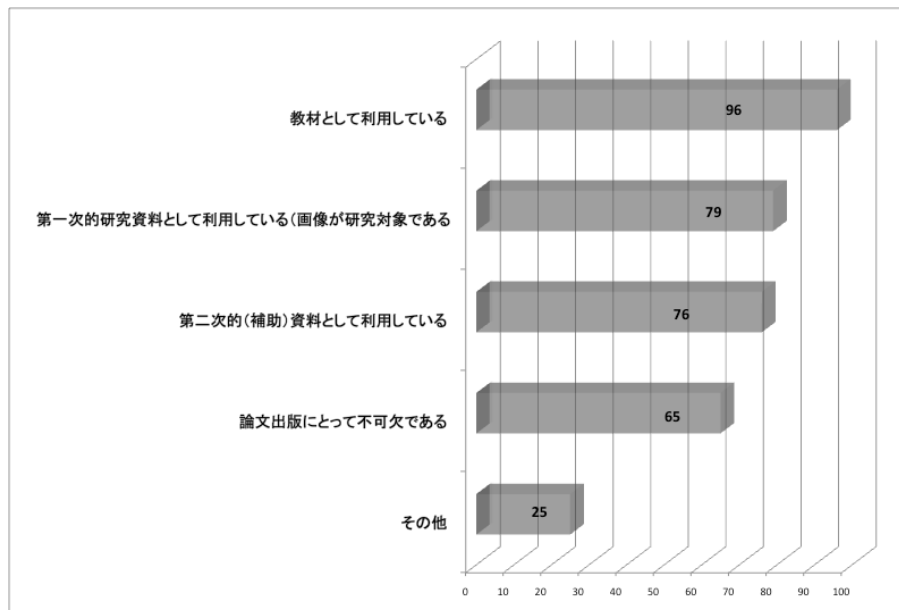
画像の利用方法

「画像をどのように利用、又は利用する予定か」(複数回答可)の質問に対する回答は次の通りである。

- 1 教材として利用する。(96名)
- 2 一次的研究資料として利用する(画像が研究対象)。(79名)
- 3 二次的(補助)資料として出版に利用する。(76名)
- 4 論文出版にとって不可欠である。(65名)
- 5 その他の利用法にはウェブサイト作成、展示物への利用、オンライン出版、ポスター、研究発表などがある。

さらに画像利用法を専門分野別でみると、美術・建築研究者が画像を最も必要としており、23名の研究者中、一次資料として20名、二次資料として15名、論文に18名、教材に19名が必要としている。また回答者の絶対数は少ないが、宗教学、映画研究者も画像を頻繁に利用している。その他に宗教学で全員が、歴史学、美術・建築、人類学、社会学、映画研究でも大多数が教材として利用していると答えている。

画像の利用方法



(注) 研究分野の質問が記述式のため、分野の回答が多岐にわたった。そのため集計の便宜上、分野を 10 分野とその他にまとめた。例えば言語・文学には比較文学、日本文学、日本語研究、日本語教授法が含まれ、美術、日本美術、東洋美術、現代美術などの回答は美術・建築とした。社会学・社会科学は国際研究、女性学、政治学、法律等と多方面にわたる。

画像資料の内容

次に「研究・出版のため、または教材としてどんな画像資料を利用しているか」(複数回答可)の問いに対して、全回答数 903 件のうち、最も多かったのが美術作品 (152 件)であった。続いて報道画像 (138 件)、映画・ビデオ (108 件)、地図 (99 件)、未刊の手稿・原稿 (82 件)、広告・ポスター (63 件)、まんが (46 件)の順に画像資料の利用があげられた。

利用を研究分野別に見ると、言語学・文学、歴史、美術・建築研究者はすべての資料を平均的に活用しているが、人類学、社会学、図書館学では写真、フィルム・ビデオを含む報道画像と映画・ビデオの利用が多く、宗教学では地図、美術作品、手稿・原稿が多く利用されている。

画像の出所と画像媒体

画像の出所に関しては全回答数 903 件のうち、データベースを含むオンラインの資料からが 135 件、本や雑誌からが 80 件であった。印刷物以外の資料媒体に注目すると、映画・ビデオ画像（静止画像、動画を含む）の利用が 108 件、前述のとおりオンライン資料からのデジタル画像が 135 件に上った。つまり全回答 903 件のうち、243 件（27%）は印刷物以外の媒体による画像を利用している。

画像使用の許可申請とその費用

画像許可申請をしたことがある研究者は 120 人中 76 人であった。分野別には美術・建築、人類学研究者の 70%以上が画像利用許可申請をしたことがあると答えている。

「画像を出版に利用した場合にかかった追加費用は誰が払ったか」の質問には、自分で払った 50 名、所属機関 34 名、助成金 12 名、その他 7 名であった。「画像利用許可申請の際、仲介人を使ったか」の記述式問いには、76 名が「使った」と答えている。同じく記述式の「仲介人を使った場合のプロセス」には、次のような回答が寄せられた。

- ・友人や紹介された知人を通して権利所有者にコンタクトした。
- ・日本語申請書も料金の支払いも仲介人に依頼した。
- ・日本語と英語両方の申請書、使いたい画像をデジタル・フォームにしたもの、企画している出版物の詳細等を提出した。
- ・日本人を雇って出版社に電話してもらい、口答で出版許可を貰った。

- ・ コマーシャル・データベースを使った。料金は高かった。
- ・ ArtSTOR や DNP Archives のような画像提供代行業者のサービスを使った。
- ・ 北米の出版社の編集者が画像出版許可を取ってくれた。
- ・ 美術館や公文書館の規定書類に必要な情報を書き込み提出した。

4 使用許可申請上の問題点

主な問題点

「画像利用許可申請の手続きに際してどんな問題があったか」(複数回答可)の問いに対する回答は次の通りである。

- 1 画像権利所有者の連絡先がわからない。(75名)
- 2 画像利用許可の申請から取得までプロセスに時間がかかる。(62名)
- 3 北米の研究出版および画像利用事情を日本の画像権利所有者に説明することが難しい。(58名)
- 4 日本の画像処理プロセスを北米の出版社が理解しない。(56名)
- 5 効果的な日本語の画像利用申請書を準備できない。(49名)
- 6 日米間の学術出版への理解の違いから北米の出版社が満足する書類を準備できない。(49名)
- 7 適切な相場料金がわからない。(42名)
(注：本アンケートでは許諾申請先の権利所有者が著作権者か所有権者かが明確でなかった。)

分野別には、美術・建築、言語・文学、人類学研究者の多くが「画像権利所有者の連絡先がわからない」と「手続きに時間がかかる」点を指摘している。さらに半数近くの回答者が「画像利用事情を日本の画像権利所有者に説明困難」「効果的な画像利用申請書を利用できない」と答えている。

その他の問題点としては、以下の意見が上げられた。

- ・画像権利所有者の連絡先がわからない。
- ・誰に許可申請書を提出していいのかわからない。
- ・日本の画像利用許可取得に関連する法律と米国との処理の違いに不案内である。
- ・文化の違いによる日本の仕事の進め方に不案内である。
- ・言葉の問題 — 効果的な日本語の申請書を用意することができない。または画像権利所有者が英語を読解することができない。
- ・日米間のプロセスの違いを日本の画像権利所有者または北米の出版社に理解してもらうことが難しい。
- ・料金の支払方法が円建ての銀行振り込みだけしか使えず、クレジットカードが使えない（海外からの支払いが難しい）。
- ・画像利用許可の申請から取得までのプロセスに時間がかかる。
- ・画像使用料金が安い。
- ・書類ではなく、口頭でしか画像利用を承諾してもらえない。
- ・ある権利所有者は、個人にではなく組織（団体）にしか画像利用を許可しない。
- ・日本に代理人が必要である。
- ・申請書に対して返事がこない。
- ・北米の研究・学術出版の画像利用事情を日本の画像権利所有者に説明することが難しい — 北米では営利を目的としない研究出版・自費研究出版に対しては、しばしば画像使用料金を下げることがある。

5 まとめ

本アンケートの回答者数は北米の日本研究者総数の1割に満たない。しかし積極的にアンケートに答えた120名の研究者・図書館員の回答から、この調査に参加しなかった日本研究者の画像利用、許諾申請の問題点に関する意見と傾向も大筋で同様と推測される。この調査で、海外日本研究者の大多数が「日本発の画像を授業や出版に活用している」「法律的にも儀礼的にも正しい権利処理を行い、

日本の画像を日本研究、教育のために活用したいと考えている」、しかし「日米間の学術出版の認識、ビジネス慣習の違いから利用許諾を受けるまでに非常な困難さを感じている」、さらに「適切で迅速な日本画像許諾申請システムの確立を望んでいる」ことが明確になった。

こうした海外での日本画像利用の実情を踏まえ、NCC は今後、課題解決のために努力していくことにしている。日本の関係者・関係機関が海外における日本画像利用の重要性を理解され、円滑な利用手順の進捗のために一緒に取り組んで下さるようお願いしたい。

5.1

北米出版社の画像利用手順

パット・クロスビー（ハワイ大学出版会主任編集長）

訳：中村治子（エール大学図書館専門司書）

私は日本研究関連の出版業務に25年以上携わっているが、いまだに多くの研究者たちと日本資料の利用許諾を得るため、効率的で有効な方法を探している。デジタル技術が進歩する中で、著者たちがより多くの画像を自分たちの出版物に収載するようになった。これを出版社の間では「イラストレーションクリープ」または「画像数増加」と称して嘆いているが、この傾向への対応は大変切実になってきている。昔ならば、著者は美術館や寺院からの写真使用許諾を得る厳しい手続きをしていたが、いまはスキャナーを持っていれば誰でも本から同じ画像を得ることができる。それで北米の出版社と研究者は、以前にもまして日本の美術館、団体また個人から画像使用の承諾を得るための条件や問題を理解するためのガイダンスを探している。

1 北米における大学出版と商業出版

私は、本日、画像利用について北米出版社の視点から話すように依頼されている。それで最初に、大学出版会の編集長としての経験に基づき、北米における大学出版と商業出版の違いを説明したい。

世界中のどこでも商業出版社の目的は利益を得ることである。よって、彼らの編集方針は大きな市場を対象とした出版物を企画することに集中している。出版物によって部数はさまざまだが、商業ベースの出版部数は最低5000部とあってよいだろう。商業出版社は幅広い読者層にアピールすることを目的としているので、編集者達は

どの作者にするか、主題をどうするか、ページ数や挿絵の種類や量などの企画、開発に深く携わることがよくある。もっとも明確な例としてあげられるのは、編集者が著名人のエージェントにその人の回顧録や料理本の出版企画を持ちかけることである。また画像に関していえば、編集者が挿絵満載の日本庭園などに関する本などの出版を企画して、北米の学者や作家に説明文を書いてもらうよう依頼することもある。そういう本をアメリカではコーヒーテーブル・ブックというが、それは豪華写真を満載した気軽に楽しめる本のことである。大規模な商業出版社になると直接、出版社が画像の使用許可を取る場合もある。例えばエイブラムスやリッツオウリなどの商業ベースの美術出版社には画像を研究したり、その利用許可の取得を専門としているスタッフがいる。言い換えれば、画像利用許可の取得にプロの意識を持っていると言ってもよい。

北米には商業ベースの学術出版社や教科書を専門としている出版社が幾つかあるが、研究書の多くを出版しているのは大学出版会である。この大学出版会の学術出版における重要な役割は、北米における特有な現象だと私は思っている。私たち大学出版会の数は大変に多く、最近のアメリカ大学出版会協会名簿に掲載されている数は126社になる。それらの多くの出版会はその名のとおり大学と関連していて、私の知っている限りでは、殆どの大学出版会は非営利団体である。大学出版会はごくわずか商業ベースで出版をすることもあるが、本来の目的は学術出版で、その出版部数は少なく、一タイトル約500冊から750冊ぐらいである。このような出版部数が少ない本は予算も少ないので、画像利用の許可申請にかかる費用や写真の購入、借用資金、そしてそのような業務をするスタッフの労働時間は予算に含まれていない。この件は、今日の議論でも重要なポイントになると思う。このため画像利用の許可を獲得するのは、たいして著者がすることになるが、彼らの殆どは十分な資金もなく、利用許可申請の経験もない。そのような状況が、画像利用の申請手続きに一貫性がない主な原因となっている。従ってある意味で日本の

美術館、個人、団体が、北米からの画像利用許可の申請をどのように理解していいかわからない時があるのは、もっともだと思う。また具体的な画像利用のガイドラインがないため、著者は独自の工夫をしたり、出版社のアドバイスを得たりするが、北米の出版社は米国内のアートコレクションに対応する手段はあっても、同じ方法により日本で思うような結果が得られるとは限らない。

2 許諾に関する出版社の方針

商業出版、学術出版にかかわらず、北米で評判の良い出版社は知的財産を保護することを厳守している。著者は出版社から、誰の著作権の侵害もしないと契約上で要求される。

また、ハワイ大学出版会では利用する資料の著作権に関しては、著者自身がその利用許可を取得することと規定している。そして出版の準備を始める前に、「著者はすべての画像利用許可書を提出すること」が条件となる。出版準備前に利用許可を取得しなければいけない理由は、法的そして実的な点にある。

これから法的な点の理由を述べるが、一般的に売上の高い可能性のある本ほど著作権所有者の注意をひくのは確かである。しかし学術出版物の場合でも問題が起きる可能性は常にある。有り難いことに、私の勤務している間、ハワイ大学出版会で著作権に関する問題はまだ起こっていないが、この問題を無視するのは決して賢明なことではない。

その一例として出版社と著者が直面した著作権の厄介な問題についてお話をしたい。このケースは、私の友人が最近刊行した本のことで、1950年代、60年代アメリカの若者達のポピュラーカルチャーに関する逸話を研究したものである。彼は本の書名にその時代、人気のあった曲名を使ったのだが、曲名は著作権法で保護されていないので問題は生じなかった。失敗したのは本の第一章にある曲の歌詞を使ったことで、彼も出版社も、古くて皆から忘れ去られた曲の一部の使用許可など必要とされていないと考えたのだった。しかし

その本が出版されて数日中に、音楽会社の代理の弁護士から著作権法違反であると訴訟の告知を受けた。その出版社は音楽会社に手数料を払うことで裁判所に行くことを免れはしたが、勿論、出版する前の利用許可の申請に支払う金額よりも高い出費になってしまった。

また先程述べたように、出版社は法律上の問題だけではなく、現実的な面で著作権の問題を解決することを優先している。美術品の写真を原稿の中に利用するとき、その美術品の所有者から使用許可を得ていない場合、問題になる可能性が出てくる。もしもその画像の使用許可が得られない場合は本のページ数や挿絵番号などの変更をしなければならず、とてもたくさんの費用がかかることになる。例えば、美術史の出版物の場合、著者はたくさんの画像を使い自分の論点を立証していかなければならない。もしも、その論点に必要な画像が使えなくなってしまった場合、原稿の一部をそっくり書き直す必要も出てくるかも知れない。またもしもその代わりに画像が見つからない場合、出版社はその絵の画像番号と絵に関するテキストの部分すべてを削除しなければならない。本の刊行間近になって、そのような変更をすることは間違いを起こしやすく、結果的に本の価格が上がったり、出版が遅れたりすることになる。

3 著作権法理解における出版社の役割

画像利用許諾を得るために著者が最初に行う作業は、どの資料が著作権法の保護の対象となっているかを見極めることである。たいていは著作権法を専門としている弁護士がいないので著者は出版編集長にアドバイスを仰ぐことになり、私もよく相談を受けることがある。著作権法がはっきり分からない場合、この件に関して相談を受けるということは少し厄介なことである。一方、可能な限り著者を助けることが私の義務だと思っているが、その場合は自分のアドバイスが法的結果を招くこともよく承知している。著者にも言うのだが、私は著作権法の弁護士ではなく、米国の著作権法は複雑で画像のタイプによってその適用がさまざまである。例えば、室町時代

の掛け軸、公共の場に設置されている現代彫刻、また、ひとつの映画の中の4コマなど、すべて異なる著作権法の適用を受ける。そして、著作権法の専門家でさえ意見が一致しない不明な部分がかなりある。アメリカでは個々の訴訟ケースから法律の解釈が行われる。言い換えれば一件の訴訟判決はその後の似たような訴訟ケースの参考になる。

かつて米国議会図書館のスタッフが話していたが、フェアユース条項の件で多額の金額が絡んだポップミュージックなどの知的財産に関する訴訟の前例は多くあるが、あまり目立たない学術書のケースは見当たらないそうである。また前例があるケースでも、注意をしなければいけない点があるので、出版社の編集者たちは、著作権法について常に勉強している。著作権法に関する文献を精読し、他の出版社と話をしたり、また法律の様々な面について弁護士が発表しているパネルディスカッションに参加したりしなければ、著作権法に精通することはできない。

ちょうど私がこの発表の原稿を書いている時、ほかの大学出版会の編集長から（2008年）4月にニューヨークで行われた知的財産に関するパネルディスカッションの件で長いメールをもらった。発表されたものは、まさしく今日私たちが議論している内容である。そのパネルでの質問は、絵画などの平面の美術作品の写真は著作権保護の対象になるのか、ということであった。私はすでに弁護士からこの件に関しては解決済みと聞いていたが、本当はそうではなかったようである。パネルディスカッションでは1999年にニューヨーク南部地区裁判所で判決が下されたグーグル著作権協議会とゲッティ美術館財団との間のケースが議論された。そのケースでは美術品は明らかに公共の所有物であり、その写真に創造性はないとし、裁判所は著作権の保護を受けるに値しないとの判決を下した。パネルの中にいた法律の専門家たちも、複製を目的とする美術品の写真は芸術写真のような表現性またオリジナリティなどがなくして、この判決に賛同した。元来、著者や出版社が本当に求めているのは、例

例えばネッサンス絵画の本の出版のためにダビンチの創造的な試みを忠実に複製されているモナリザの写真などである。

ただパネルの中で一人だけ異議を唱えたのは、北米や欧州にある数々の美術館、アーカイブズにある美術品の代理をする会社の社長だった。彼は1999年の判例は欠陥があるとし、よい先例にはならないと主張した。その会社の所有している写真の殆どは西洋の美術作品を写真に写したものだが、そのすべての写真が著作権保護に値するもので全面的に法的保護を受けるべきだと主張した。また、地方裁判所の下したその判決がその裁判所の管轄外で適用可能か、の懸念もあった。結局、パネルでは結論を出せなかったが、一つだけわかったことは前例となる判決が下ったとしても、すべての著作権の問題を解決できるわけでもなく、著者はいつも著作権法に関してアドバイスを必要としている、ということであった。

この例から、なぜ出版社が著者に著作権法に関して助言することを留保するのか、理解されると思う。大半の出版関係者は、勘と経験から著作権法に関してとても慎重に行動するので、少しでも疑いがある場合は画像利用許可を申請することになっている。

4 出版社が許諾申請を受ける場合

次に発表される方は北米の美術館または美術品所有者からどのようにその画像の利用許可を取得するかを話されるが、その前に北米の出版社がどのような過程で利用許可の申請を受けるか、ということをお話したい。

ハワイ大学出版会は出版物中の画像の利用許可のリクエストをよく受ける。本の著作権がその本の内に使われている画像の著作権も同様にカバーするわけではないことは、あまり知られてはいない。出版社が著作権を所有する画像は、“work for hire”すなわち出版社が委託して作成したもののみである。例えば出版社が地図の製作者を雇い作成してもらった地図の著作権は、私たち出版社が持っているということになる。しかし他のすべてのケースは、私ども出版社

ではなく、その本の著者やその画像の出所に連絡してもらわなければならない。

5 画像自体の入手

出版物に画像を利用する時は、著作権所有者から画像の使用許可を得るだけでなく、良質の複製画像を手に入れることも重要である。この件については日本も北米の出版社も同様な問題があると思うので、本日午後、議論されることになると思う。今後、出版する方のために、スキャナー、写真印刷そしてカラースライドに関して出版社から注意してほしい点を申し上げる。

著者と出版社の一番の目標は可能な限り良質の本を制作することである。写真の画質をよくすることは画像処理プログラムなどで可能だが、予算制限のある学術出版では、印刷の最終段階でも、著者から提供された画像以上の質は期待できない状況にある。スキャナーの導入以前は、著者は美術館から提供された白黒の写真かカラースライドを出版社に提出したが、大半の場合、その写真やスライドはとても質のよいものだった。ときに小さなお寺などの場合は、絵画などの美術品の写真を提供できないこともあった。その場合、著者はその作品の複製を持っている人か、本から複製した写真の使用許可を取得して使用した。コンピューター導入以前はそのような画像は質がとても悪くぼやけた複製しかできなかったので、著者にスキャンの取りかたを指導したうえで、本からスキャンした画像を使っていた。そしてその場合、著者はその美術品の所有者に画像をスキャンしたものを使用して良いか許可をもらわなければならない。美術館学芸員が美術品の質を守るために写真またはデジタル画像を提供し、それを利用してもらうことを義務づけている所もある。もし美術品の所有者が著者にスキャンすることを承諾するのであれば、今度は出版社の画像の質に関する規定を守らなくてはならない。自分の赤ちゃんの頃の写真をスキャンするのと、出版のために一律の規定でスキャンするのとは全く異なることである。私と制作編集

長は間違った規定でスキャンされた画像のために、その画像を吟味し、修復また使用を拒否するのに長時間を費やしている。

以上、画像利用の件で北米の大学出版会が問題としている点をお話してきた。現況を少しでも伝えることができたのであれば嬉しく思う。この問題をいろいろな視点から議論することで、著者の出版を向上させるだけでなく、読者の美術品の鑑賞と理解を向上させることができることを希望している。

5.2

美術館から画像を入手する手順－米国の場合－

吉村玲子（スミソニアン研究所フリーア美術館／
サックラー美術館主任司書）

1 はじめに

画像提供と言えば、美術館は画像の宝庫ということもあり、第一の貢献者である。そして、IUP タスクフォースが実施したアンケート調査¹の結果でもわかったが、美術作品の画像は、回答者の研究分野、または一次・二次資料、教材利用にかかわらず、利用頻度が大変高かった。こうした利用事情は日本国内の研究者においても同様ではないかと推量する。そこで以下、参考のため、米国で美術館から画像を入手する場合の手順を簡単に説明したい。なお、米国の美術館には作品の画像利用許可申請を扱う部署があり、フルタイムのスタッフが対処していることを付け加えておく。

2 利用希望の画像の見つけ方

インターネットがどこでも使える時代になり、従来の既刊行物の利用の他にオンラインでの画像検索・入手が日常になっている。それに即応して、美術館が自館のホームページで画像データベースを提供しているところが増え、利用者は作者名や題材で作品を検索することができる。美術館によっては、データベース検索後、利用したい画像が見つかった場合、そこから引き続き利用許可申請情報を入力できるところもある。項目によってはドロップダウン・ボツ

¹ 詳しくは、本書第4章「日本画像利用アンケート調査の結果報告」を参照のこと。

クスから回答を選べるようになっている。美術館のデータベース以外では、インターネット上で有料のオンラインデータベースから画像を見つけることができる。

代表的なデータベースとしては The Bridgeman Art Library (www.bridgeman.co.uk)、Art Resource (www.artres.com)、Gettyimages (www.gettyimages.com)、ARTSTOR (www.artstor.org) などが挙げられる。最近では、このような会社に自館の全コレクションもしくは一部のコレクションの画像提供処理を委託する美術館が増えてきている。画像提供会社の役割は、個々の作品の画像の利用条件の表示、作品の正しいクレジットライン（権利表示）の提供、または利用者によって著作権をクリアすることにある。

図1は The Bridgeman Art Library のデータベースに掲載されている葛飾北斎の一作品である。



Image ID	BST 263973
Title	Hawkfinch and Marvel-of-Peru (Ikaru, oshiroi no hana) from an untitled series known as 'Small Flowers', c.1834 (woodblock print, ink & colour on paper)
Artist	Hokusai, Katsushika (1760-1849)
Location	Museum of Fine Arts, Boston, Massachusetts, USA
Permission Restrictions	REPRODUCTION PERMISSION REQUIRED CANNOT BE LICENSED FOR CARDS, CALENDARS, PRINTS OR POSTERS
Credit Line	Hawkfinch and Marvel-of-Peru (Ikaru, oshiroi no hana) from an untitled series known as 'Small Flowers', c.1834 (woodblock print, ink & colour on paper), Hokusai, Katsushika (1760-1849) / Museum of Fine Arts, Boston, Massachusetts, USA, William Sturgis Bigelow Collection / The Bridgeman Art Library

[More Information](#) | [Add to Lightbox](#)

図1 Bridgeman Art Library レコードサンプル

カラー・イメージ、所蔵館名やクレジットラインの他に、英語のタイトルが表示され、日本語タイトル（ローマ字）も加えられている。またこの作品を利用するには複製許可が必要であることやカード、カレンダーやポスターには利用できないことがわかる。勿論、営利サービスであるから費用はかかるが、利用者にとっては繁雑な画像利用許可手続きが免除される上、クレジットラインや利用方法などの詳細に関する問い合わせをする必要もなくなる。しかも画像が見つかり自分の利用目的が果たせると分かれば、その場でコピーを注文し同時に著作権をクリアできる便利さがある。同社では、サイトに掲載されている現代作品の作者の代理人として、画像利用者のために著作権をクリアするサービスも行っている。

3 画像利用の目的

美術館に作品の画像使用の許可を求めてくる目的で一番多いのは、出版のためや教材としての利用である。その他の利用方法としてはポスターやウェブサイト、テレビ番組、記録映画、パンフレットなどである。そのフォーマットや目的によって使用料金は異なる。美術館によっては画像を教材目的で利用する場合はフェアユース条項適用可能とし、著作権クリアの必要がないと見なして簡略なフォームで済ませる、正式な手続きや画像使用料金を免除する、などの対応をしている。

フェアユース条項は 1976 年に米国著作権法第 17 条に盛り込まれたもので、「批評、解説、ニュース報道、学問、研究を目的とする場合、著作権のある作品を許可なしで限定利用することを著作権法違反としない」² としている。具体的には、著作権のある作品を許可なしで、教材の配布資料としてコピーする、公開講演でのスライド・ショーや論文に引用する、などができるという意味である。と

² U.S. Copyright Office: Fair use (<http://www.copyright.gov/fls/fl102.html>) 2009 年 7 月 26 日アクセス。

ころが実際には細かい条件がつき、その解釈には曖昧・複雑なところがあり裁判になったりする。しかし、アメリカの授業や教育を目的とした公開講演などではなくてはならない特権となっている。

利用者の良心に任せているような曖昧さがあるが、一方でその乱用を防ぐための努力も怠っていない。例えば、美術館のオンラインデータベースには必ず著作権が表示され、そこをクリックすると基本的な著作権法情報ページにリンクしていて、利用者の著作権に対する正しい理解を促している。

4 美術館の契約書

画像を出版等に利用する場合、美術館は契約書を作成する。美術館によって内容は多少異なるが、契約書には申請者が提出した画像利用目的の詳細事項の他、次例のように入手した画像の利用規制、著作権等に関する条件が含まれる。

A 入手した画像の利用に関する条件

(1) 入手した画像以外のものから画像を再生できない— 自館の所蔵品が高品質の画像で出版されることを条件として、利用者が本などから自分で撮影した画像を出版などに再利用することを許可しない（これは主に印刷物の場合で、オンライン出版の場合は条件が異なることがある。下記7参照）。

(2) 契約書に示されている内容以外の利用は許可しない— 契約書に示されたプロジェクトが終了した時点で、入手した画像の利用権利は無効となる。入手した写真の返却を条件にする、写真自体を破壊するなどの義務を要求する美術館もある。

(3) 美術館が提供した写真から複製を作成すること、保存するためにデジタル化することは許可しない。

(4) 切断、修正することは許可しない。その必要がある場合は、事前に美術館の許可が必要である。

- (5) 広告等の商業ベースの目的に使用することは許可しない。
- (6) 入手した画像を他人・組織へ譲渡することは許可しない。
- (7) オンライン出版の場合は、美術館にデジタル再生画像の質を指定する権利がある— この条件は、(1)の印刷物の場合とは反対で、デジタル化されたイメージが不当にダウンロードされることを防ぐために、イメージのレゾリューション（解像度）をわざと落としたりする。ダウンロードできなくする、イメージに電子透かしを入れる等の条件も含まれる。

なお、美術館のホームページに作品の画像を掲載する際に、画像のレゾリューションをわざと低くし無断でダウンロードして出版等に利用できないようにしているところがよくある。

B 著作権に関する条件

(1) 著作権が有効である作品については、申請者にその利用許可を取得する義務がある— 著作権所有者の連絡先等、必要な情報、その他プロセスに必要な手助けは美術館が提供するが、基本的には申請者と著作権所有者または作品の所有者間の交渉とする。

(2) 美術館が提供した写真の著作権は美術館が所有する。

C その他の条件

(1) クレジットラインについては、画像利用の際、美術館から提示された指示に従ってその所蔵者を明らかにする。作品番号も明記する。所蔵機関を明記することは北米ではスタンダードとなっており、美術館の契約書には必ずこの条件が含まれる（ただしこれは、作品自体の著作権とは別の事項である）。その第一の理由は美術館の多くは提供した写真の著作権は自館にあるとしていることである。第二の理由は、作品の所有者即ち美術館が、画像の被写体になっている作品を所有し保存していることの確認である。

(2) 出版計画の場合は、出版後、美術館に刊行物を一部寄付する。

(3) 契約書に示されていない増刷、改訂については、新しい契約の対象とする。

5 画像使用・複製料金

美術館が画像利用者に課す料金の体系について説明する前に、北米の出版事情について少し触れておきたい。

北米には商業出版の他に学術出版がある。学術出版は *academic press* と呼ばれているが、研究専門書等を企画する非営利出版で、研究者、大学図書館などを読書層として販売している。担い手は主に大学出版会で、出版部数は、商業出版の一タイトル最低 5000 部に比べ、500-750 部と極端に少数である。今回シンポジウムで発表のハワイ大学出版会主任編集長パット・クロスビー氏は「大学出版会の学術出版における重要な役割は、北米における特有な現象である」と述べている。³ 儲けを見込まない少部数出版であるから、その企画も予算も小規模で、画像を掲載する場合は、編集前に著者自身はその利用許可を取得し終わっていなければならないが、その上その費用も著者が負担しなければならないのが普通である。

美術館では、画像の出版許可を扱う場合、それが学術出版である場合は、教材として利用する時と同様に、かなり寛容に対応する。スミソニアン研究所のフリーア美術館の料金体系（次ページの表 1 及び表 2）⁴ を例にとると、画像利用料金も画像複製料金も、営利出版と非営利出版の料金体系は別になっていて、非営利出版に課せられる料金は営利のものより安くなっている。研究者・教育者に対する特別料金を大々的に公表していないところでも、申請者が申し出れば使用料金を割引あるいは免除する美術館が多い。料金割引・

³ 本書第 5 章第 1 節を参照のこと。

⁴ 詳細は Freer Gallery of Art and Arthur M. Sackler Gallery – Rights and Reproduction (<http://www.asia.si.edu/visitor/rnr.htm>) を参照。2009 年 7 月 26 日アクセス。

免除の具体的な例としては、（１）画像を掲載する刊行物が非営利出版である場合は割引料金、（２）授業の教材のみに利用する場合は、画像使用料金を免除、（３）研究者および学生が個人で費用を払っている場合は画像使用料金を免除、（４）学生のクラスプロジェクトのための画像利用に対しては画像使用料金を免除しさらに画像複製料金は規定額の半額、等である。

スミソニアン研究所フリーア美術館/アーサー・M・サックラー美術館
画像使用料金の例(2007)

出版部数3001冊から10000冊の例				
	非営利		営利	
	白黒	カラー	白黒	カラー
本 - 内部	\$50	\$100	\$55	\$110
本 - ジャケット	\$75	\$150	\$85	\$165
雑誌 - 内部	\$40	\$80	\$45	\$90
雑誌 - ジャケット	\$60	\$120	\$75	\$135
VIDEO/DVD販売用	\$50	\$100	\$55	\$110
教材	\$50	\$100	\$55	\$110

表1

スミソニアン研究所フリーア美術館/アーサー・M・サックラー美術館
 画像複写料金の例(2007)

A. 出版に使う場合		
	非営利	営利
白黒プリント 8" x 10" 内	\$20	\$40
カラートランスペアレンシー借用 (一画像につき)	3ヶ月\$50	3ヶ月 \$125
カラーデジタル画像 (出版用-最低300 DPI)	\$40	\$80
カラーデジタル画像—FPIサイトに伝送	\$40	\$80
白黒デジタル画像—FTPサイトに伝送	\$20	\$40
白黒デジタル画像 (出版用)	\$20	\$40
デジタル画像—ウェブサイト用	\$10	\$50
B. 出版以外に使う場合 (私用・教材)		
白黒プリント 8" x 10" 内	\$20	
カラープリント 8" x 10" 内	\$20	

表2

6.1

米国でのフェアユースの解釈

吉村玲子（スミソニアン研究所フリーア美術館／
サックラー美術館主任司書）

1 はじめに

米国フェアユース条項は、1976年著作権法改正時に著作権法第107条に条文として盛り込まれた。¹ しかしこの条文化は、判例の確立した考え方を立法によって変更したものではなく、単に条文に盛り込んだものである。

フェアユースの定義は「批評、解説、ニュース報道、学問、研究を目的とする場合、著作権のある作品を許可なしで『限定』利用することを著作権法違反としない」とされている。この場合の「利用」は、簡単に言えば、引用したりコピーを作ったりの意味だが、実際には同条項にはこの「限定」利用に対する明確な解釈が存在していない。それゆえ以下に触れる内容は、フェアユース条項の解釈というより、明確な解釈が存在しない状況の中、米国でフェアユース条項がどのように適用されているかを具体的に説明するものである。

2 フェアユース条項の意図

フェアユース条項が盛り込まれた背景には、(1) 著者の独占的な権利が他の作者の創作の妨げにならないようにする、(2) 現存する作品が新しい作品創作の刺激となること、そして (3) 現存す

¹ 原文は U.S. Copyright Fair Use を参照 (<http://www.copyright.gov/fls/fl102.html>)。2009年7月26日アクセス。

る作品を生産的に利用することは科学、芸術、文学研究の向上を促進することに繋がる、の三つの信条があり、繁雑な利用許可取得のプロセスを免除することによって科学、芸術、文学分野における創造と向上を奨励することを目的としている。

また、著作物の利用がフェアユースと見なされるか否かについては、次の4要素を最低限の判断指針としている。

その第一は、利用目的が商業性を有するか、非営利の教育が目的かなどの「利用の目的と性格」である。例えば定義からすると、教育、研究が目的である場合はフェアユース条項が適用できることになっているが、教育出版などは教育が目的であってもそれが商業ベースの場合はフェアユース条項適用の対象外となる。

第二の要素は「著作権のある著作物の性質」である。利用しようとしている作品の内容がニュースや統計のような事実に基づいたものか、作者のユニークなアイデアか、などが問われる。

第三の要素は「利用する部分の量および重要性と利用する作品全体との関係」である。今回のテーマである画像に関して言えば、画像は全体を見せなければ意味をなさないケースが多いので、画像利用にフェアユース条項を適用する際の量の解釈がとても難しいとされている。

また簡単に言えば適用する部分の量が少ない方がいいのは明らかだが、例えばある解説者は、ベートーベンの交響曲第4番のトレードマークであるたった四つの音からなる主題を採用して新たに曲を作った場合、そのフレーズが新曲の基盤（主題）になってしまうと、たとえ四つの音の採用でも、（もしベートーベンの交響曲第4番に著作権が存在すれば）その利用はフェアユース条項適用違反としている。単に量が少なければ良いと言う訳ではなく、採用部分が新しい作品の中でどういう位置を占めるか、その「重要性」も考慮に入れなければならない。

最後の第四の要素は「著作権のある著作物を利用することが、その著作にとっての潜在市場とその著作の市場価値の双方あるいは

その一方に及ぼす影響」で、著作権のある作品を利用したことが、その作品の市場価値にどのような結果をもたらすかが問われる。

米国著作権法フェアユース条項が適用可能とされるもう少し具体的な例を述べてみると、(1) レビューや論評中の説明、コメントを目的として抜粋を引用する、(2) 学術または技術論文中で、著者の見解を説明し明らかにすることを目的として短い文章を引用する、(3) パロディーの内容に応用する、(4) 演説や記事の要約中に短い引用文を使う、(5) 報道、ニュース・レポートの中で利用する、(6) 図書館の本などの欠落したページを補うために複写する、(7) 教師や学生が授業内容を説明する目的で少量の資料を複写する、(8) 立法措置または訴訟手続きに関するレポート等の複写、(9) ニュース報道場面でまたは報道中に偶発的に被写体になってしまったもの、などが挙げられている。しかし、これらの具体例も先述の要素基準も、著作物の無断利用がフェアユース条項適用可能とされる場合の要件を大まかに規定しているのみである。私的使用のためであれば良いとか、何枚まではコピーして良いなどの具体的な説明はなく、「短い文章」「少量の資料」「内容に応用する」などの抽象的で曖昧な判断指針として示されているので、実際の状況に合わせて適正な判断を下すことは大変、難しくなる。それで最終的には、フェアユース条項適用可能と見なされるか否かは個々のケースについて判断することになる。

3 フェアユース条項適用のガイドライン

現行のフェアユース条項の曖昧さに対処するために、各大学や研究機関、学術機関では独自のガイドラインを作成している。その代表的な例が1998年に開催された“The Conference on Fair Use”会議の結果をレポートにした“*Guidelines for Classroom Copying in Not- For-Profit Educational Institutions with Respect to Books and*

Periodicals” で、通常 CONFU Report と呼ばれている。²

しかし現在の段階では、どのガイドラインも法的に認められたものでない。その理由は、フェアユース条項適用可能とするにはその利用する部分の量だけではなく、新作品の性質や新作品中での適用部分の役割、利用したことが利用された著作の存在にどのような影響を与えるか等、多様の条件を考慮しなければならず、ほとんどの場合、数量や簡単な例で示すことのできるような白黒のはっきりしたガイドラインではカバーできないことにある。

現存するガイドラインから幾つかの例を紹介すると、以下のとおりである。(1) 営利の教育機関で対面教授に使われる資料に使うための複製はしてよい、(2) 同じ作品を 3 回以上コピーしてはいけない、(3) 同じ作品を繰り返してその後の授業に使用してはいけない、(4) 最新情報など、利用許可を待っている間に情報の価値が失われる場合は無断で利用してよい、(5) 利用するときには著作権の所在を明らかにする、などである。

量的なガイドラインの具体例では、(1) 散文の引用は 1000 語、または全体の 10% まで、(2) 詩の引用は 250 語まで、(3) 挿絵は書籍または雑誌一冊につき 1 件、(4) 同じアーティストのものなら 5 作品まで、(5) 音楽作品の場合は全体の 10% または 30 秒まで、(6) 動画の場合は全体の 10% または 3 分まで、などが挙げられる。しかし既に述べたように、このような量的なガイドラインに従ったとしても、使い方によってはフェアユース条項違反になることはあり得る。

以上のようにフェアユース条項のさまざまな解釈が存在する中、どのガイドラインにも一貫して提唱されている点は「作品の著作権や所有者を明確に提示する」である。そのことを書き添えておく。

² *The Conference on Fair Use: Final Report to the Commissioner of the Conclusion of the Conference of Fair Use (Working Group on Intellectual Property Rights of the Information Infrastructure Task Force, Nov. 1998)*

デジタル画像の利用に対してもフェアユース条項の適用が可能だが、デジタル画像の場合はデジタル化されているということで既に一度加工されており、それ以前の状況が一見ただけでは分からない。そのためあるガイドラインは、デジタル化された画像がオリジナルを写したものか、印刷物の写真からスキャンされたものか、複数の画像を組み合わせたものか、どのような編集を加えたのかが分からないことが多いことと、さらにどの段階でどのような利用規制が課せられていたのがわからないため、「誰がその画像の著作権を持っているかを表示する」ことが困難になるとしている。

一方、図書館もしくはアーカイブズにおけるフェアユース条項の基準は第 108 条に準則として示されている。図書館やアーカイブズが資料を複製することを許されている主な条件を挙げてみると、

(1) 配布するコピーが直接的もしくは間接的に商業利益を目的としていない、(2) 図書館のコレクションが一般公開されている、または当該図書館の母体機関所属の研究者だけでなく他の研究者も利用が可能である、(3) 配布するコピーに著作権表示を入れるか、その作品が著作権法によって守られていることを表示する、(4) 自館の蔵書が破損・紛失したため、または保存を目的として複製を作成する場合は、妥当な市場調査の結果、その作品の未使用のものを適切な値段で購入できないことを証明する必要がある、(5) 自館の蔵書のデジタル化する場合は同様のデジタル版が他所で入手もしくは閲覧できないことが条件である、(6) ILL (相互貸借) が目的で複写する場合は著作権のある作品の複写に関するフェアユース条項のリミットに対する認識を利用者に促す義務を含む。

最後の点は、複写コピーが利用者の手に渡った後、それがどのように利用されるかは図書館にはわからない。しかし少なくとも図書館はフェアユース条項の範囲を利用者が理解するよう努力しなければならないとするものである。

4 教育現場での実践

以上のように、米国のフェアユース条項は曖昧でその解釈が困難であるにもかかわらず、アメリカの授業や教育を目的とした公開講演などではなくてはならない条項となっている。そして大学機関等の教育の現場では独自のガイドラインを作成するなどして、フェアユース条項を正しく理解する姿勢を示している。

他方、利用者の良心に任せているような曖昧さがあるゆえにその乱用を防ぐための努力もしている。例えば、(1) その利用がフェアユース条項適用の対象になるかどうか不確かな場合には正規の利用許諾手続きを取る、(2) クラスの読書課題は図書館などにコピーを一部か二部用意しておき、館内限定で学生に使わせる— 北米の大学図書館では「リザーヴ」カウンターがあり、各教授が自分の教えているクラスの宿題の読書課題や参考資料のコピーを備え置き、学生はそこで閲覧するシステムがある。今は、それをデジタル・リザーヴで行うところが増えている、(3) インターネットからの資料を紹介する時には印刷物配布を避け、ウェブアドレスのみを学生に提供する、(4) 遠隔授業などに利用する場合はそのアクセスをパスワード制とし、受講生のみが資料を使えるようにする— インターネットを利用した遠隔事業の教材として利用する場合だが、そのアクセスをパスワード制にすることによって、その資料が不特定多数の人たちに利用されることを防ぐことができる、(5) 授業終了後、教材に利用したコピーを回収する— 例えば、合奏のクラスで配布したパート譜を回収して、再コピーされることを防ぐなど、(6) クラスで著作権についての情報を提供し、著作権のある作品を複写利用する時のフェアユース条項適用範囲に対する認識を促す— クラスだけではなく、多くの図書館では図書館の複写機のそばに著作権に関する情報を掲示している、(7) 配布資料に著作権表示を入れる— アーカイブズでは、複写配布するコピー一枚一枚に著作権表示のスタンプを押しているところが少なくない。

なお、米国に隣接するカナダには、米国フェアユース条項に相当するフェアディーリング規定（fair dealing）がある。但しカナダのフェアディーリング規定は、米国のフェアユース条項に比べより制限的であると言われている。例えば、カナダ・フェアディーリング規定には、特別の場合を除いて利用目的として「教育」は含まれておらず、授業の教材として無許可でビデオや映画を上映すること、著作権のある資料のコピーを配布すること等を許可していない。

5 まとめ

米国の教育現場では、フェアユース条項なくしては効果的な授業ができないほど同条項の恩恵を受けている。しかし既に述べたとおり、現行のフェアユース条項の内容は概念的な判断指針で具体的なガイドラインが示されておらず、正確にフェアユース条項適用になるか否かは個々のケースについて判断するとされている。

その曖昧さに対処するために、大学や研究機関、学術機関は独自のガイドラインを作成して対処している。そして図書館に資料のリザーヴ・カウンターを設けて無駄なコピーが氾濫するのを防ぐ、利用者に著作権に対する認識を促す、利用する作品の著作権を明確に提示することを義務付ける等、フェアユース条項の乱用を防ぐ努力を実施している。

6. 2

研究者の画像利用体験

I 歴史学の現場から

フィリップ・C・ブラウン Philip C. Brown

オハイオ州立大学歴史学部準教授。大学では日本史・東アジア史・地図製作法史・歴史学研究法を教える。研究の関心は、国史を編纂する上で地方の歴史がどのように使われてきたか、大名の領地や村での土地所有形態など。地理的情報システム(GIS)を導入した歴史研究もある。著書として *Central Authority and Local Power in the Formation of Early Modern Japan: The Case of the Kaga Domain* (Stanford University Press, 1993) など。Early Modern Japan Network (EMJNet) 創設者。

オハイオ州立大学で日本史を教えているが、現在、新潟大学で研究していてそこから来たので、お話しするテーマに対して最適の資料が手元になかったことを予めお断りしておく。

画像の出版許可について言うと、全体としては今まで良い経験をしている。許可を得ることで問題はなかった。出版社によってどういふことをどうすべきかが異なり、その方が厄介な問題である。これは日本の出版社でもアメリカの出版社でも同様である。

資料を収集し、調査し



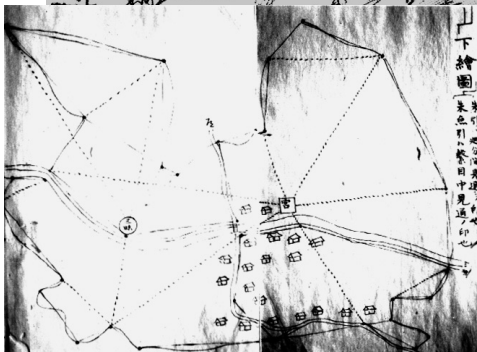
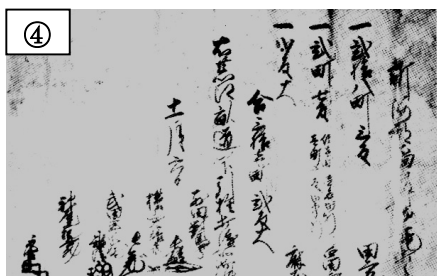
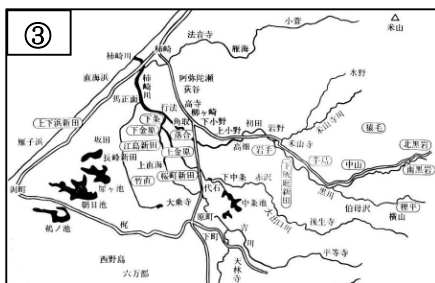
ていると、どういう使い方があるか大体分かる。それでその段階で許可を得ておけば、そう難しくない。

これは日米間の問題というより、北米の問題だと思う。

具体的に GIS のデータなど、どういう資料を使っているか紹介しながら説明したい。

私の研究対象は北陸地方で、これまで加賀藩、最近 15 年は主に新潟県である。幸い、有名な美術館やお寺の資料は使っていないので簡単だった(笑)。

①から③までの画像は、全部『環』という雑誌に載せた論文で使用したものである。①の文書は新潟県内では珍しいものではない。②は町史で刊行された写真。③の地図は国文学研究資料館の出版物から採録した。これは許可を取らないといけなかったケース。アメリカにいるときには、電話やファックスで許可をもらう。今まで特別な契約などが必要とされたことはなかった。

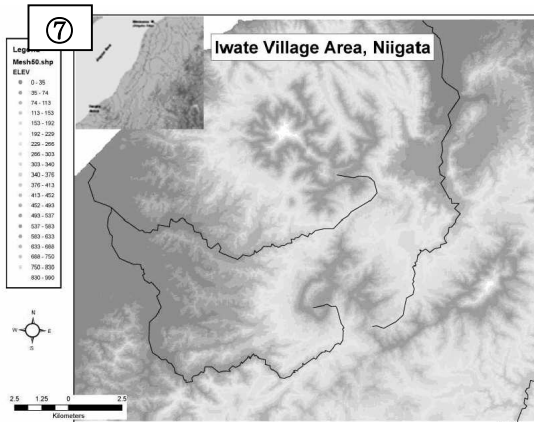
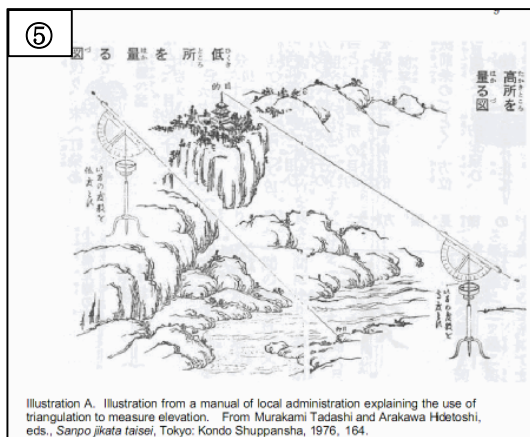


次の④は 1993 年にアメリカの大学出版会で出版した書物に採録した2点の画像。一つは形自体は地図ではないが、検地方法について書かれたもので、比較のために掲載した。

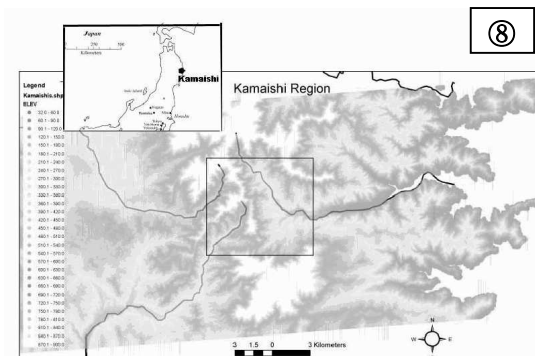
手元に全部の記録がないのでチェックできないが、25年間の経験の中で、1回だけ許可が必要だったことがある。

⑤の昔の測量の図は、日本で英文学術誌に出版したとき使ったものだ。この時は、キャプションがきちんとしていれば大丈夫だと言われた。

⑥は洪水の様子を写した古い写真だが、この1月（2008年）に名古屋大学から出した論文にこれを使用した。この写真には、写真提供者が埋め込まれている。



⑦は自分で GIS のデータを使って作った地図だ。国土地理院から採録している。もちろん論文の中では、どこから採録したかは全部説明する。このときは許可が必要か直接聞いたが、その返事はなかった。



GIS 関係だが、もう一つの地図⑧は建設省の配った CD から採録した。CD には画像だけでなくいろんなデータが入っている。無料でダウンロードできるデータを利用してこの地図を作成した。必要な情報はいろんなところに私が付け加えた。この地図には情報を加えて仕上げたので著作権が新しく生ずる。

ただ問題は、誰がベースを作ったか、全然はっきりしていない点だ。歴史地理の中でデータを作成するのが流行っている。バーチャル京都のプロジェクトがあり、金沢工業大学の先生は金沢城の GIS を作っている。データを公開する時、著作権はどうするかが問題になった。

将来は、⑨のように自分で作成した地図の他に、写真、古地図などをよく利用することになるだろう。テーマは 19 世紀から現在までの洪水・地すべり対策史や技術史で、洪水、地すべり、技術関係の写真は、膨大な量があ



と思われる。

今回は著者として話したが、私は **Early Modern Japan** という雑誌の編集長もしている。その中で、作者が意図するイメージを正しく理解できないことがたくさんある。面倒かもしれないが、私たちは真面目にきちんとやりたい。どうすればいいか、どういうふうにしたらイメージの利用がスムーズに進むのだろうか。

私の話をまとめると、

- イメージ提供者の協力を得ることについては、今まで大きい問題はない。
- 出版社ごとにそれぞれの考え方がある— 日本でも、アメリカでも。
- だから研究者・執筆者として、イメージを収集・作成しながら、どういう情報を用意すべきか、よく分からないことがある。

II 美術史の研究において

ニコル・クーリジ・ルマニエール Nicole Coolidge Rousmaniere

英国セインズベリー日本藝術研究所所長、東京大学大学院人文社会系研究科客員教授（2006－2009）。日本、および欧米で多くの展覧会を企画し、展覧会図録を編纂する。著書には、*Crafting Beauty in Modern Japan* (British Museum Press, 2007)、*Kazari: Decoration and Display in Japan, 15th-19th Centuries* (British Museum Press, 2002) など。陶磁器を軸に土偶から東西交易、現代の展覧会までと、研究対象は古今東西に幅が広い。

北米の学者が直面する問題は、ヨーロッパの研究者が経験するものと共通している。私はアメリカで生まれ育ったが、英国セインズベリー日本藝術研究所の所長とし、欧米・日本で行われた展覧会にキュレーターとして参加する機会に恵まれ、その展覧会に伴う図録の編集にも携わってきた。展覧会図録には、展覧会に出品される作品以外に展覧会のテーマや作品に関する論考を収録し、そこには展示されなかった作品の図版を掲載することも多い。また、展覧会図録は、通常の商業出版物に比べると、発行部数が少ない場合が多

「^{ひきだし}黒」の茶碗を出す^{あらかわとよぞう}荒川豊蔵。
1200 度を超えた窯から引き出して急冷させると、真^{かま}つ黒な茶碗となる。1965年（昭和40）。撮影 土門 拳

『「週刊」人間国宝』23（工芸技術・陶芸5） 東京：朝日新聞社、2006.11 p.12 に掲載

い。

一つの例として、大英博物館で 2007 年に開催された **Crafting Beauty in Modern Japan** (「わざの美」展)¹ という展覧会を担当した時の経験を紹介したい。この展覧会では、主要なテーマの一つとして陶磁器がとりあげられ、陶磁器の歴史や技法についての解説は欠かせない内容だった。そこで、ここに情報を掲載した写真(カラー)を展覧会場で展示したいと考えた。重要無形文化財保持者(通称「人間国宝」)の荒川豊蔵が窯で陶磁器を焼いているこの写真は、陶磁器を作成するための道具、窯の様子、技法などを明瞭に示している。そこでこの写真を展示物解説のための資料として使用したいと考えたのである。ところが、これを撮影したのが土門拳という著名な写真家だったため、この写真は資料としてではなくアート作品として位置づけられていることがわかった。しかも写真家が故人であったことから、著作権の交渉は現役作家の著作物以上に難しい問題があった。

この写真はかつて朝日新聞社に掲載されたものだったことから、同社に助言を求めた。そしてその助言に従い、土門拳記念館に連絡を取り、親切に対応していただいた。ところが問題は掲載料であった。写真展示および図録掲載について、大きさなど詳細な計画書を提出したところ、掲載料は 5 万円から 10 万円程度という返事をいただいた。学術目的の展示・出版であるという趣旨をさらに詳しく説明し、割引をお願いした。料金の支払いについても、海外からの場合は、外国為替や送金手数料など国内から支払うよりもさらに割高になる。

先方からはまた使用条件として、展示風景の写真を送るとともに、展示終了後は写真パネルを土門拳記念館に送付することを要求して

¹ 「わざの美：伝統工芸の 50 年」大英博物館、東京国立近代美術館、京都国立近代美術館、社団法人日本工芸会、国際交流基金主催。

きた。

さらに言葉の壁という問題もある。大英博物館のような大きな組織が展覧会を企画する場合、博物館から日本側へ連絡する際は、機構上どうしても英語になってしまう。また、展覧会の企画段階では展示品以外に資料として何が使えるか、また使える可能性があるものは何かなどを手探り状態で検討していきながら、徐々に展示内容を決めていく。この土門拳の写真の場合は、これを展示に使用するかどうかが未確定の段階から交渉を開始する必要があったため、非常に困難な状況であった。先方には英語での連絡といった言葉の問題もあったかもしれないが、許可がおりるまでに時間がかかるのも大きな難点である。開会に合わせた日程での準備作業のもと、掲載したい各作品の許可に遅れが生じると後に予定している作業にまで影響が波及していくことになる。結局のところ、大英博物館はこの写真の使用を断念せざるを得なかった。

「わざの美」展では朝日新聞に掲載された荒川豊蔵の写真を資料として展示する計画だったため、著作権所持者である土門拳記念館からの許可のほか、朝日新聞社からの転載許可も必要だった。さらには、被写体である荒川豊蔵先生からの許可も必要だった。偶然にも当時私は日本に滞在していたため、このような著作権に関わる交渉も、機敏に対応することができたが、日本にいなかったとしたら難渋していたと思われる。

以上の例は著作権以外にも、肖像権や所有権が関わってくる例として挙げた。

もう一つ問題としてとり上げたい点は、展覧会図録の定義である。イタリアの国際展にかかわった例を紹介したい。この展覧会に際して刊行を予定していた出版物は、その準備段階で図録のグラすら見せてもらえなかった。私は、通常の展覧会図録として、著作権の許諾を申請していた。アメリカでは展覧会図録への掲載であれば、商業出版物での利用より掲載料が安いのが一般的である。それは、図

録が学術資料とみなされ、美術書ではないからである。ところが、この展覧会の開会直前にできあがってきた出版物は、非常に美しい「書籍」だった。展覧会図録のための画像使用と申請した著作物を、図録ではない「書籍」に掲載することはできない。展覧会に際して刊行された出版物を、単純に図録と見なすことはできない。この点に関しても、準備段階から注意を要する。

最後に画像の質、写真の質も検討する必要がある。良質なデジタル・データを確実に得ることが難しいため、イギリスでは通常写真の原版としてポジフィルムを使用する。しかしながら、せっかく掲載許可を得ても、送られてくる写真が20年程前に撮影されたような変色・退色してしまっている写真という場合もある。逆に、現役作家の作品の場合は、画像の質などについて直接作家と相談でき非常に助かったという経験もある。

以上、私が展覧会の準備・図録作成にあたって直面した問題点や、経験談をとりとめもなく述べてきたが、私以外にも多くの研究者が抱える問題でもあると思う。これらを体系化し、整然とした形で対応できるような体制が整備されていくことを期待している。

III 人類学の立場から

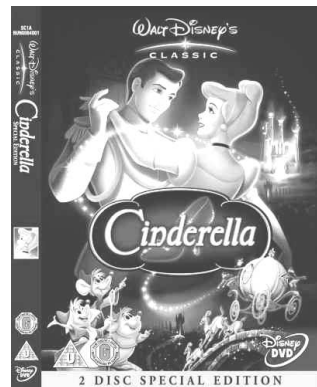
ローラ・ミラー Laura Miller

(アメリカ) ロヨラ大学シカゴ (Loyola University Chicago) 人類学部教授。言語人類学および現代日本研究専攻。日本とロシアでフィールド調査の経験がある。研究関心は、言語イデオロギー、大衆文化、メディア・言語におけるジェンダー表象など。この講演のもととなった研究は“Japan’s Cinderella Motif: Beauty Industry and Mass Culture Interpretations of a Popular Icon” (*Asian Studies Review*, Vol.32, Issue 3, 2008. p393-409)。著書に *Beauty Up: Exploring Contemporary Japanese Body Aesthetics* (University of California Press, 2006)、*Bad Girls of Japan* (Jan Bardsley と共編、Palgrave MacMillain Press, 2005) など。ぶりっ子やコギャルなどについて論じた研究もある。

私は現代日本社会を人類学の視点から研究している。以前に、マンガや雑誌に出ている画像を使って日本人の身体に対する理解について調査したこともある。大衆文化を研究しているので、大事なポイントではどうしても画像が必要になる。

最近の例を紹介すると、現代日本社会におけるシンデレラの意味の研究がある。ディズニーのアニメやラブストーリーの画像など、シンデレラのイメージがどのように使われているかを分析するものである。

日本の場合、シンデレラについては興味深いことがいろいろある。シンデレラは、ラブストーリーより、変身を遂げることと受け止められている。たとえば、誰でもきれいになったら「シンデレラになれる」、つまり変身して幸せになる、というイメージがあり、美容コンテストがシンデレラの名前をつけて行われている。



ウォルト・ディズニー・クラシック『シンデレラ』DVD版のカバー

ここには王子様の顔が全然出てこない。つまり、この場合には「シンデレラ」は個人的な変身コンセプトとなっている。



たかの友梨エステティックシンデレラ大会 1996年グランプリ獲得者

個人的な変身というコンセプトを追ってみると、これは高橋佳子の書いた『運命の方程式を解く本』のカバーだが、「シンデレラのその後！？ 幸せになったはずのシンデレラ。でもその後の運命は・・・」と書かれている。幸せに結婚してもいろいろなことが起こりうる。お城に住んでいるシンデレラがいやな女に変わることもある、と暗示している。むしろそこには王子様の顔が見えない。

ほかにもいろいろある。「シンデレラになりたい！」というこのテレビドラマは、ハンバーガーショッ



高橋佳子『運命の方程式を解く本』(三宝出版、2007) カバー



TBS『シンデレラになりたい!』完全版 DVD のカバー

ブに勤めている不細工な男が変身できる薬を手に入れイケメンに変身する話だ。ガラスの靴を履けない男の子も変身できる、というキャッチコピーで、憧れの美しい姿はシンデレラと呼ばれる。日本ではシンデレラは女性とは限らないのである。

他にも、「空のシンデレラ」というコミックでは、かわいい労働者が二人の男と出会って貧乏な生活の代わりにシンデレラの生活に変わる、というストーリー。ボーイズラブというジャンルのようだ。

日本ではこのように、「シンデレラ」のイメージはいろいろなものに「変身」している。大衆文化にとっては興味が尽きないテーマである。

私のいるロヨラ大学には、日本語ができる人が殆どいない。それでイメージを出版に利用するために自分で手紙を出すのが、往々にして答は待ちぼうけ。出版社の住所がわかっても適切な住所かどうかわからない。出版社と連絡がとれても、編集者が心配してコンタクトしてくることがある。「この画像を出したら日本人が変だと思われないか」「論文にこんな画像を使うのか」などなど。法律的な問題より内容に対する価値判断によって、論文への引用を許可されないことがある。

このように大衆文化を研究する学者には、画像は本当に重要で、欠かせないものである。この点を是非、良く理解していただきたい。



美輝妖『空のシンデレラ』（オークラ出版、2003）のカバー

【資料】 画像使用許諾書ひな型の概要

NCC は 2009 年 4 月に「画像資料利用ガイド」サイトを新設した。同ガイドは画像利用に関わる様々な情報を提供しているが、加えて画像利用依頼の際に活用できる書式サンプルも掲載し、利便性を高めている。書式サンプルは、多様なケースに対応できるよう、日英両語による多種の書式を用意しているのが特徴である。

【資料】として次ページ以降に「書式の種類一覧」日本語訳を紹介する。★印は書類名で、ウェブ上ではワードおよび PDF 形式の書式にリンクがある。

なお、この一覧ページのアドレスは下記の通りである。

<http://www.fas.harvard.edu/~ncc/imageuse/permissionrequesttemplates.html>

(作成：小出いずみ)

書式の種類一覧

依頼先の種類と許可申請理由

依頼先 \ 理由	作品の著作権	作品の所有者	画像の著作権	画像の所有者	画像の被写体
個人（著者、芸術家、写真家など）	●	●	●	○	
団体	● (1)	○	●	● (2)	○
機関（美術館・博物館、寺院、図書館など）	○	●	●	●	
出版社	○		●	●	
自身撮影の写真の被写体（個人・建物）					●

● よくあるケース。(1) および (2) は団体宛の添え状および依頼書中の選択肢を示す。

○ 頻繁ではないがあり得るケース。

依頼先別の許可申請書

1 個人（著者、芸術家、写真家など）宛：個人の作品の画像使用許可依頼／承諾

個人の作品に関する画像の使用許可を依頼するための書類様式。同人が画像の所有権に関わっている場合もある。

✓ 学術出版物への利用

個人 - 添え状★

個人 - [Form A] 図版掲載について★

✓ 学術機関のウェブサイトへの利用

個人（ウェブサイト） - 添え状★

個人（ウェブサイト） - [Form A] 図版掲載について★

✓学術機関やその行事の広報資料への利用

個人（広報） - 添え状★

個人（広報） - [Form A] 図版掲載について★

2 団体（地方自治体、政党、非営利団体、会社など）宛：団体自身の画像や団体が所有する画像の使用許可依頼／承諾

✓学術出版への利用

団体 - 添え状★

団体 - [Form A] 図版掲載について★

(1) 団体自身の画像（たとえば広報資料）

(2) 団体が所有する画像（たとえば地域の昔の風景）などの画像の使用許可を依頼するための書類様式。

3 機関（美術館・博物館、寺院、図書館など）宛：所蔵する作品の画像の使用申請／承認

✓学術出版への利用

機関の所蔵品 - 添え状★

機関の所蔵品 - [Form A] 特別利用承認申請書・承認書★

機関の所蔵品の画像利用に関する許可申請の書類様式。美術館・博物館や寺院が所蔵する作品の場合、作品の著作権は保護期間が満了していても、作品の所蔵権が主張されることが多い。

✓機関の所蔵品 - [Form B] 貸出手続きの詳細について★

機関が作品の画像を提供する際の具体的手続き情報を要請する書類様式。多くの美術館・博物館は画像を「貸し出す」と位置づけており、返却を要請されることも多い。

4 出版社宛：出版物掲載の画像の使用願い／承諾

✓学術出版物への利用

出版社 - 添え状★

出版社 - [Form A] 図版掲載について★

- ✓ 学術機関のウェブサイトへの利用

出版社（ウェブサイト） - 添え状★

出版社（ウェブサイト） - [Form A] 図版掲載について★

- ✓ 学術機関やその行事の広報への利用

出版社（広報） - 添え状★

出版社（広報） - [Form A] 図版掲載について★

出版物に掲載された画像の使用許可願。書籍のジャケットや広報用のパンフレットに使用する場合には区別する必要がある。

- ✓ 出版社 - [Form B] 画像提供手続きの詳細について★

出版社が出版物掲載の画像を提供する際の具体的手続き情報を要請する書類様式。出版社によっては、出版物に使用した画像を保持していないこともある。

5 画像の被写体：写真に写された個人、建物などに対する画像使用願い／承諾

- ✓ 学術出版物への利用

被写体個人 - 添え状★

被写体個人 - [Form A] 写真掲載について★

自分で撮影した写真の被写体（個人）に対する使用許可願。写真に写っている人物と連絡を取るの時間が経つと難しくなるので、撮影時に使用許可を貰うことが望ましい。

- ✓ 学術出版物への利用

被写体の建物 - 添え状★

被写体の建物 - [Form A] 写真掲載について★

自分で撮影した写真の被写体である建物などの所有者に対する使用許可願。

書式記入上の注意

コミュニケーションを円滑にするために、添え状・依頼書は全部日英二か国語になっている。これは通常、日本側は日本語の書類を受け取ることが希望するが、一方、北米の出版社で通用するのは英語の書類のみのためである。

- まず [Form A] の前半の「1.依頼書 Request」部分を全部記入し、後半の「2. 承諾書 Permission」冒頭にある氏名と要請の日付けを記入すること。青色の部分は記入するのに特に有用な項目を示す。
- [Form B] 画像提供手続きの詳細については、最初の部分を記入すること（残りは回答者に記入してもらう）。
- すべての書類を添え状と一緒に送ること。許可が得られる場合には、すべての項目が記入済みの [Form A]、および [Form B]（該当する場合）を受け取ることになる。

海外日本研究者の画像利用事情
《東京シンポジウムの記録》

2009年8月10日発行（非売品）

監修：安江明夫、小出いずみ

編集発行：北米日本研究資料調整協議会（NCC）

（印刷物連絡先：〒156-0055 東京都世田谷区船橋 4-28-5 安江明夫）

印刷：(株) 平河工業社